

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月6日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0865
 住 所 石川県白山市倉光二丁目1番地
 氏 名 白山市長 田村 敏和
 (公印省略)
 電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	大東橋（1期工事）保管場所		
保管事業場の所在地	石川県 白山市 市原 庚13番2地先 ~ 石川県 白山市 三ツ屋野町 東162番2地先		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	建設部土木課 主査 浦 直之		電話番号 076-274-9557
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	匂い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
6-001	その他 (塗膜屑、防護服等)	—	—	—	—	—	22	缶	3,483.0 kg	低濃度	R4.7.21	処分までの仮置き	ドラム缶 22個

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 4 月 4 日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0028
 住 所 石川県白山市相川新町704番地
 氏 名 中央パッケージ株式会社
 代表取締役 中川 孝一
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-276-2355

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中央パッケージ株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市相川新町704番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	主任 杉本 和哉		電話番号 076-276-2355
保管の場所	中央パッケージ株式会社/石川県白山市相川新町704番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

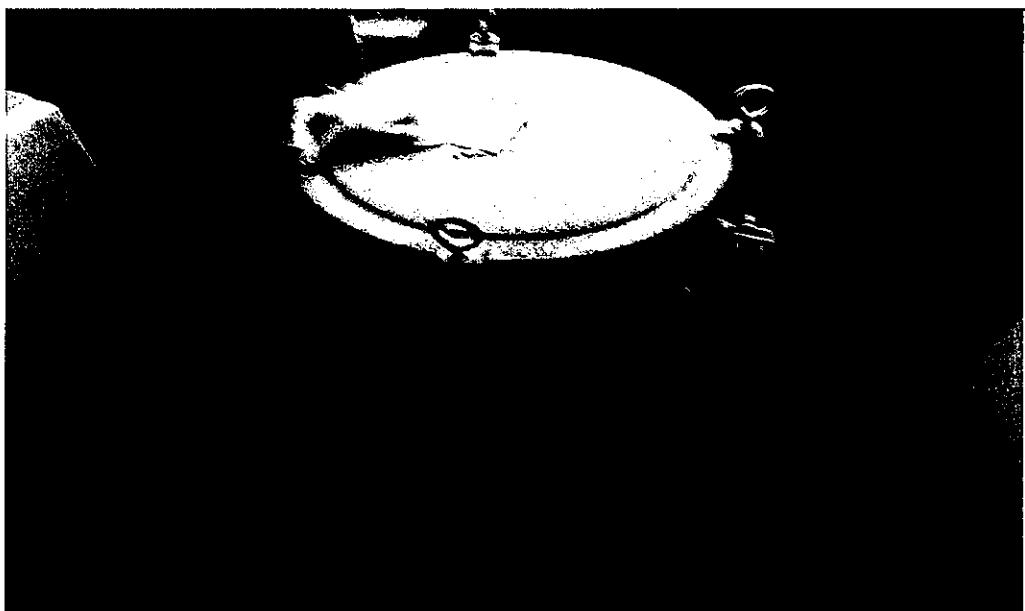
(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

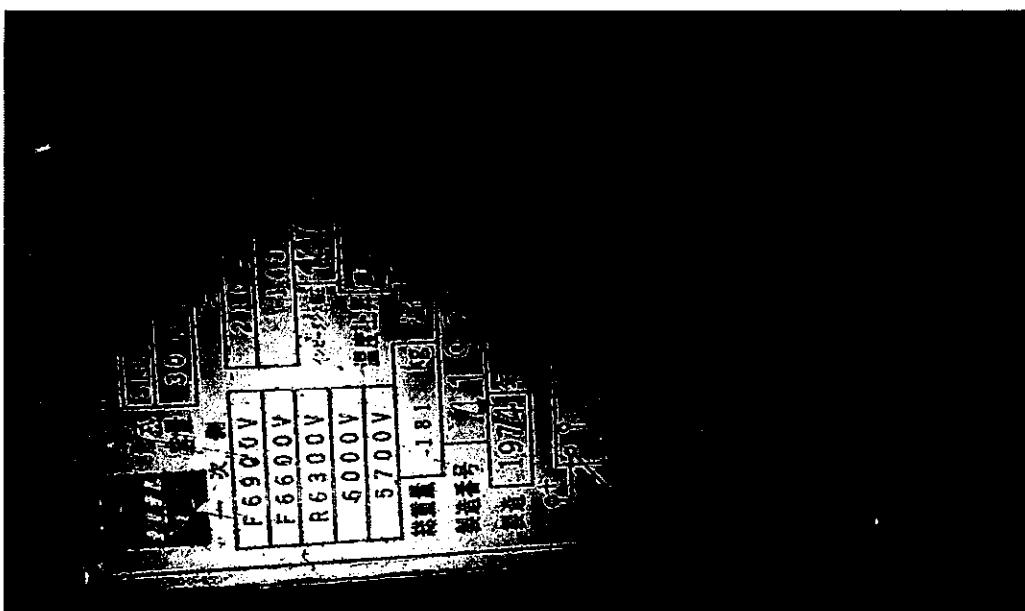
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



No.1 _____

機器

変圧器



No.2 _____

機器

変圧器

銘板



No.3 _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2025年3月7日	交付番号	45114173440		整理番号	交付担当者	氏名	11/24
事業者 (排出者)	氏名又は名称 中央パッケージ株式会社		事業場 (排出事業場)	名称 中央パッケージ株式会社				
	住所 〒 924-0028 電話番号 076-278-2355 石川県白山市相川新町704			所在地 〒 924-0028 電話番号 076-278-2355 石川県白山市相川新町704				
産業廃棄物	種類 特別管理産業廃棄物		数量(及び単位) 変圧器:1台		荷姿 有塗			
	産業廃棄物の名称 PCB等		有害物質等 PCB		処分方法 焼却			
中間処理 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)								
<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
最終処分の場所 名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
運送受託者 (区間1)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		事業場	運搬先の 名称 日本海環境サービス株式会社 環境保全グループ				
	住所 〒 930-0948 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号			所在地 〒 930-0948 電話番号 076-478-5151 富山市水橋開発292番地4				
運送受託者 (区間2)	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		事業場	運搬先の 名称 群岡工コロ株式会社				
	住所 〒 930-0948 電話番号 076-444-6800 富山県富山市久方町2番54号			所在地 〒 970-0351 電話番号 0276-65-0500 群馬県太田市新田大町600番26及び27				
運送受託者 (区間3)	氏名又は名称		事業場	運搬先の 名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
処分受託者	氏名又は名称 群岡工コロ株式会社		積替え 又は保管	運搬先の 名称				
	住所 〒 970-0351 電話番号 0276-65-0500 群馬県太田市新田大町600番26			所在地 〒 電話番号				
運搬の受託 (区間1)	(受託者の氏名又は名称) 田中 亮司 (モードス 171) (運搬担当者の氏名) 田中 亮司		(受領欄)	運搬 終了年月日	2025年3月7日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託 (区間2)	(受託者の氏名又は名称) 佐藤 智也 (モードス 171) (運搬担当者の氏名) 佐藤 智也		(受領欄)	運搬 終了年月日	2025年3月7日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
運搬の受託 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬 終了年月日	2025年3月7日	有価物拾集量	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) 群岡工コロ (株) 石原 緑里佳		(受領欄)	処分 終了年月日	2025年3月22日	最終処分 終了年月日	2025年3月23日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 群岡工コロ (株) 石原 緑里佳		(委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			年 月 日		
備考・通信欄					年 月 日			
積替用					年 月 日			
(0276) 55-0500								
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会								
照合確認								

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

類似品にご注意ください

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年 6月

日
石川県知事 殿

届出者
 住 所 石川県白山市相川新町704番地
 氏 名 中央パッケージ株式会社 代表取締役 中川孝一
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-276-2355 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	中央パッケージ株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市相川新町704番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	業務主任 杉本和哉	電話番号	076-276-2355
保管の場所	中央パッケージ株式会社 電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
② R6-1	その他（ドラム缶）						3本	640 600kg	低濃度	令和6年9月20日	新たに判明	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
② R6-1	その他（ドラム缶）						3本	640 600kg	低濃度			令和7年3月7日	環境開発株式会社	令和7年3月15日

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

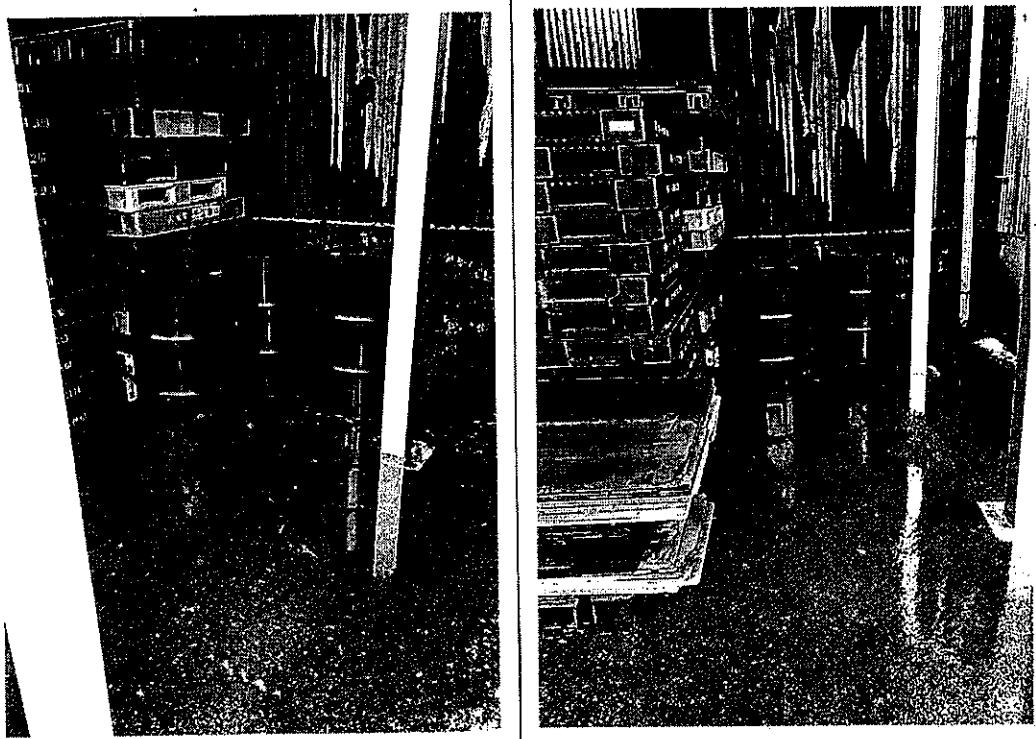
③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「处分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



(直行用) 産業廃棄物管理票(統一マニフェスト) E票

交付年月日

2025年3月7日

交付番号 37465059380

整理番号

交付担当者

氏名 東川 陸人

事業者(排出者)

氏名又は名称 中央パッケージ株式会社
住所 〒924-0028 電話番号 076-276-2355

名称

同左

所在地 〒

電話番号

石川県白山市相川新町704

同左

産業廃棄物

注意

從來までの取扱者の氏名に記載された事項の改訂

運搬受託者

受託者の氏名又は名称

受託者の氏名又は名称

最終処分を行った場所

(直行用)

種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 塩素系農薬等	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 废油(有害)
<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)
<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廉酸(有害)
<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廉アルカリ(有害)
<input type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 廉アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 はいしん(有害)
<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廉石綿等	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	
<input type="checkbox"/> 1100 コムくず		<input type="checkbox"/> 7423 赤さい(有害)	

3本

トラン

低濃度PCB废油

焼却

640kg

備考・通信欄

中間処理
産業廃棄物

管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)

- 帳簿記載のとおり
 当欄記載のとおり

名称/所在地/電話番号

- 委託契約書記載のとおり
 当欄記載のとおり

名称/所在地/電話番号

- 委託契約書記載のとおり
 当欄記載のとおり

運搬受託者

氏名又は名称 環境開発株式会社
住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132

名称

同左 新保処理工場

所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115

処分受託者

氏名又は名称 同上

住所 〒 電話番号

同上

名称

石川県金沢市新保町ラ11番

所在地 〒

電話番号

受託者の氏名又は名称
受託担当者の氏名受託者の氏名又は名称
受託担当者の氏名

最終処分を行った場所

(直行用)

受領欄
受付年月日受領欄
受付年月日

(直行用)

COWORKS マニフェスト販売センター

076-244-5115

照合確認

年 月 日
年 月 日
年 月 日

中間処理業者 / 最終処理業者 → 出手業者 / 中間処理業者

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 20 日

石川県知事

殿



届出者

住 所 〒399-0397 富山県高岡市内島3550

氏 名 北陸コカ・コーラボトリング㈱ 代表取締役社長 井辻 秀剛
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0766-31-1115

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 3 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 石川マーケットサービスセンター		
保管事業場の所在地	〒 924 - 0855 石川県白山市水島町480		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務部長 中西 克也		電話番号 0766-31-1115
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)	濃度区分	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		
③ 28-001	その他（高圧油入開閉器）	その他（ （電気機 製作所）	Dan	S-6	1970・4	S0532	1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い 有、 掲示有	分別	なし	
④ 28-002	その他（高圧油入開閉器）	その他（ （電気機 製作所）	Dan	S-6	1970・4	S0533	1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い 有、 掲示有	分別	なし	
⑤ 28-003	その他（高圧油入開閉器）	その他（ （電気機 製作所）	Dan	S-6	1971・12	S0534	1 台	73.0 kg	低濃度	なし	囲い 有、 掲示有	分別	なし	

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)	濃度区分	容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
⑥	28-004 その他(高圧油入開閉器)	その他(彈電機製作所)	Dan	S-6	1970・4	S0535		1台	73.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑦	28-005 その他(高圧油入開閉器)	その他(大垣電機)	ODS-HS2		1970・3	No4472		1台	37.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑧	28-006 コンデンサー(3kg以上)	100 KVA 東京芝浦電気株式会社	BRTR-A6J1R		1977・11	77509732		1台	47.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑨	28-007 コンデンサー(3kg以上)	100 KVA 東京芝浦電気株式会社	BRTR-A6J1R1		1979・3	79501975		1台	45.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑩	28-008 コンデンサー(3kg以上)	150 KVA 日本コンデンサ工業株式会社	AF662151 KB1		1987・8	V7AZ001		1台	41.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑪	28-009 変圧器(トランジス)	7.5 KVA 北陸電気製造株式会社	内鉄式QK		1968・7	3008852		1台	113.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑯	30-001 その他電気機械器具(遮断機)	200A 日新電機	DH-121		1970	000042		1台	100.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		
⑯	30-002 その他電気機械器具(遮断機)	200A 日新電機	DH-22		1969	905674		1台	160.0 kg	低濃度	なし	開い有、掲示有	分別	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和7年7月10日

石川県知事

殿



届出者 T924-8686 ✓
住所 石川県白山市相木町383 ✓
氏名 ニッコー株式会社 代表取締役社長 三谷明子
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-276-2121 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ニッコー株式会社 本社白山工場
保管事業場の所在地	石川県白山市相木町383
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	生産技術部 保全課 津田利英
保管の場所	石川県白山市相木町383

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

(第4面)

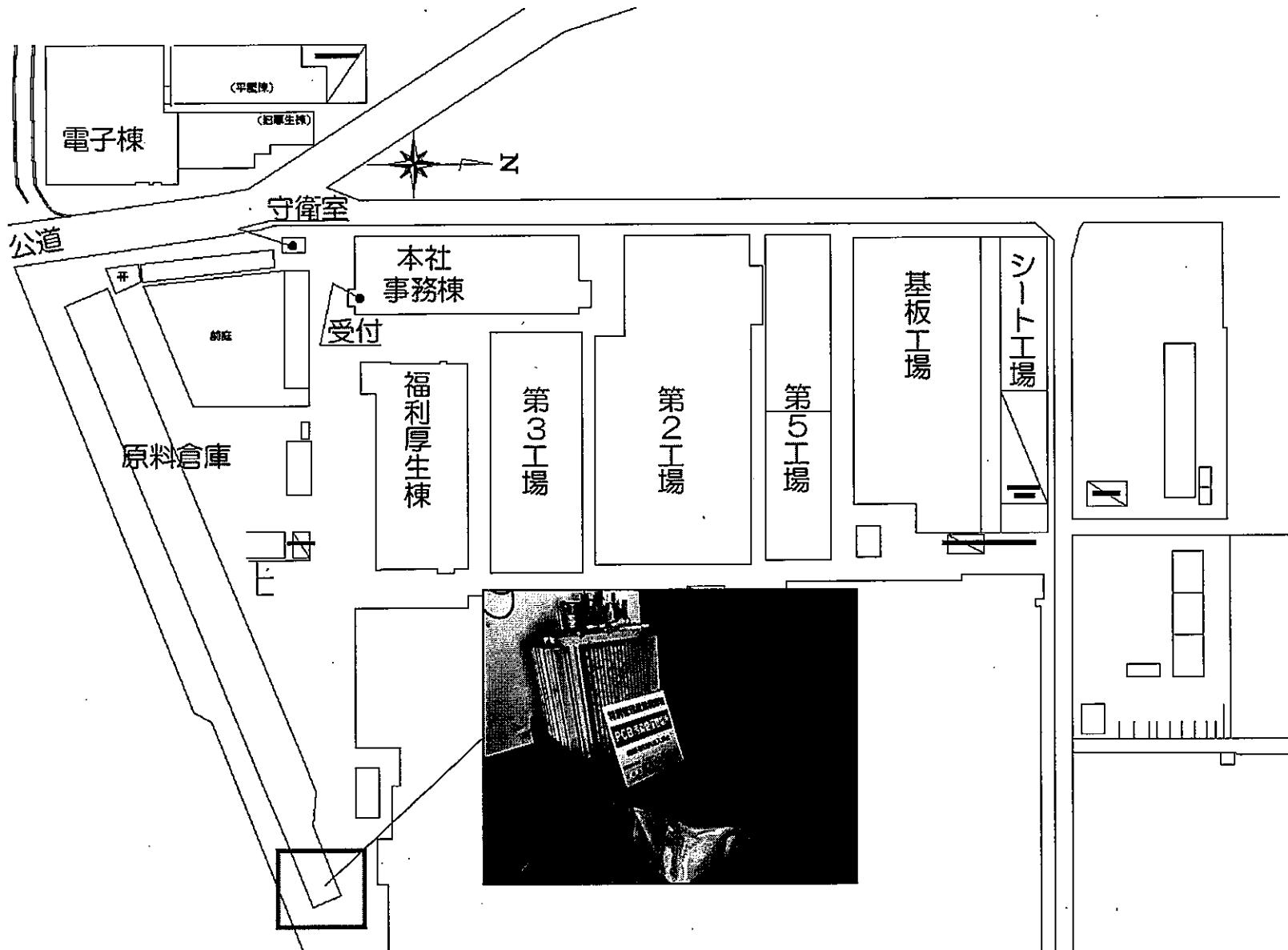
③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



届出者
住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

〒920-2151
白山市荒屋町51-5
玉川光明
076-272-0523 ✓

令和7年4月 / 日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	旧株式会社玉川土建		
保管事業場の所在地	白山市白山町30番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	玉川光明	電話番号	090-3293-2410
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	※別紙参照															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※別紙 第1面の①

(保管中)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量	濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表記号等					
③	29-001 变压器	10 KVA	松下		1972	4033 1964	/	107kg	低	2013.2.27	新たに発見
④	29-002 变压器	200 KVA	松下		1972	3105 0014	/	1140kg	低	2013.2.27	新たに発見
⑤	29-003 变压器	200 KVA	東芝		1971	7001 9803	/	1118kg	低	2013.2.27	新たに発見
⑥	29-004 变压器	300 KVA	松下		1972	3744 0011	/	1660kg	低	2013.2.27	新たに発見
⑦	29-005 その他機器 (開閉器)	100A	彈電機		1971	NL 0486	/	50kg	低	2013.2.27	新たに発見
⑧	29-006 その他機器 (開閉器)	100A	彈電機		1972	26073	/	78kg	低	2013.2.27	新たに発見
⑨	29-007 その他機器 (開閉器)	100A	彈電機		1971	L120 769	/	76kg	低	2013.2.27	新たに発見

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と35番地の1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広		
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
189	②ウエス						R7	1 缶	48.3 kg	不明	ドラム缶(200L)	囲い有、掲示有	分別	なし	未定	PCB濃度不明 内容物18.32kg+容器30kg
190	①変圧器(1次アッジングR相)						R7	1 台	160.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	未定	PCB濃度1.6mg/kg
191	①変圧器(1次アッジングS相)						R7	1 台	160.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	未定	PCB濃度1.6mg/kg

192	36-204	①変圧器(1次 ブッシングT相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度1.6mg/kg
193	36-205	①変圧器(1次 ブッシングN相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度1.6mg/kg
194	36-206	①変圧器(1次 ブッシングR相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.8mg/kg
195	36-207	①変圧器(1次 ブッシングS相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.8mg/kg
196	36-208	①変圧器(1次 ブッシングT相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.8mg/kg
197	36-209	①変圧器(1次 ブッシングN相)					R7	1	台	160.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.8mg/kg
198	36-212	②その他(6.6 kV2SC)(SR 部)	⑦日新電 機(株)	SU-CK-V	S63.6 (1988)	350L	R7	1	台	2900.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.83mg/kg
199	36-215	②その他(配 2Tコンバータ)					R7	1	台	825.0	kg	低濃度	なし	囲い 有、掲 示有	分別	なし	未定	PCB濃度0.41mg/kg 15-018より切離し保 管

(日本産業規格 A列4番)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
(13) 17-010	①変圧器(トランジス)	200000 kVA	⑤(株)明電舎	FBORSDEL	S49.10 (1974)	52960L	1 台	272,000.0 kg	低濃度	R6.5	使用→保管	PCB濃度0.6mg/kg
(45) 21-009	①変圧器(トランジス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S49.9 (1974)	590L	1 台	2,100.0 kg	低濃度	R7.2.24-8	使用→保管	PCB濃度3.3mg/kg
(46) 21-010	①変圧器(トランジス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S49.9 (1974)	590L	1 台	2,100.0 kg	低濃度	R7.3.3-28	使用→保管	PCB濃度3.3mg/kg
(189) 34-020-61	②ウエス							18.3 kg	不明	R7.3.10	新たに保管	PCB濃度不明 34-020に保管
(190) 36-202	①変圧器(1次ブッシングR相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg
(191) 36-203	①変圧器(1次ブッシングS相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg
(192) 36-204	①変圧器(1次ブッシングT相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg
(193) 36-205	①変圧器(1次ブッシングN相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg
(194) 36-206	①変圧器(1次ブッシングR相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kg
(195) 36-207	①変圧器(1次ブッシングS相)						1 台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kg

196	36-208	①変圧器(1次 アッショングT相)						1台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kg
197	36-209	①変圧器(1次 アッショングN相)						1台	160.0 kg	低濃度	R6.7.30	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kg
198	36-212	②その他(6.6kV2SC) (SR部)	⑦日新電機 (株)	SU-CK-V	S63.6 (1988)	350L	1台	2,900.0 kg	低濃度	R7.2.3	新たに保管	PCB濃度0.83mg/kg	
199	36-215	②その他(配2Tr コンセーバー)					1台	825.0 kg	低濃度	R6.11.12	新たに保管	PCB濃度0.41mg/kg 15-018より切離し保管	
*	36-010	②その他(Tr1次 予備アッショング)					1台	445.0 kg		R6.5.15	新たに保管	PCB濃度:不検出	
*	36-011	②その他(Tr2次 予備アッショング)					1台	150.0 kg		R6.5.15	新たに保管	PCB濃度:不検出	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。) ※不検出の為、データ反映

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
45	21-009	①変圧器(トランジン)	500 kVA	④北陸電機製造(株)	S49.9 (1974)	590L	1台	2,100.0 kg	低濃度	R7 R6.2.9	エコシステム山陽(株)	R7.3.14	マニュファクト No.15942672916 (重量合計 4200kg) 油含む	
46	21-010	①変圧器(トランジン)	500 kVA	④北陸電機製造(株)	S49.9 (1974)	590L	1台	2,100.0 kg	低濃度	R7 R6.2.9	エコシステム山陽(株)	R7.3.14	マニュファクト No.15942672916 (重量合計 4200kg) 油含む	

36-010	②その他(Tr1 次予備ブッシュ グ)					1 台	445.0 kg						PCB濃度：不検出 通常廃棄物で処理
36-011	②その他(Tr2 次予備ブッシュ グ)					1 台	150.0 kg						PCB濃度：不検出 通常廃棄物で処理

*不検出の為、データ
反映させず。

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所					
所在事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と35番地の1					
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854	
所在の場所	事業場の所在地と同じ					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
(13)	①変圧器(トランス)	200000 kVA	⑤(株)明電舎	FB0RSDL	S49.10 (1974)	52960L			1台	272,000.0 kg	低濃度	2024.12 廃止届出提出済 次年度削除
(45)	①変圧器(トランス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S49.9 (1974)	590L			1台	2,100.0 kg	低濃度	2025.3 廃止届出提出済 次年度削除
(46)	①変圧器(トランス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S49.9 (1974)	590L			1台	2,100.0 kg	低濃度	2025.3 廃止届出提出済 次年度削除
(47)	①変圧器(トランス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S52.7 (1977)	4250L			1台	16,700.0 kg	低濃度	PCB濃度1.1mg/kg 2009.10 PCB含有機器設置届出
(48)	①変圧器(トランス)	500 kVA	④北陸電機製造(株)		S50.4 (1975)	4250L			1台	16,700.0 kg	低濃度	PCB濃度6.2mg/kg 2009.10 PCB含有機器設置届出

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それと同様に記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

34-020

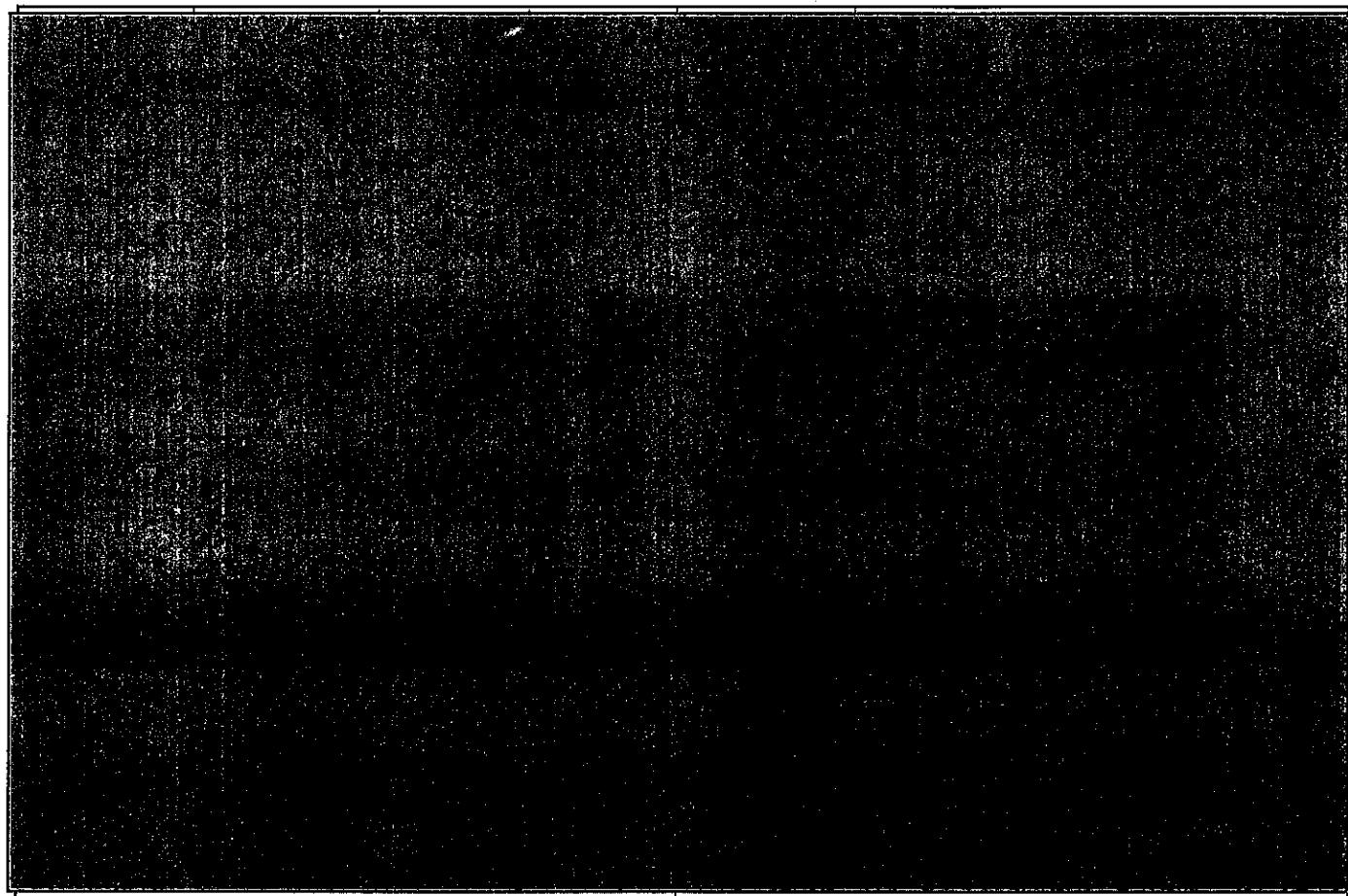
内訳表

189

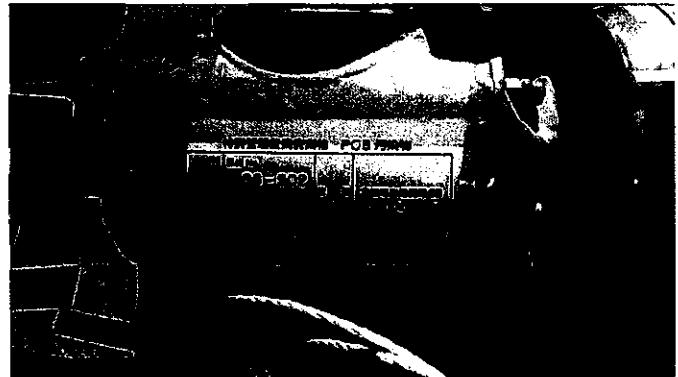
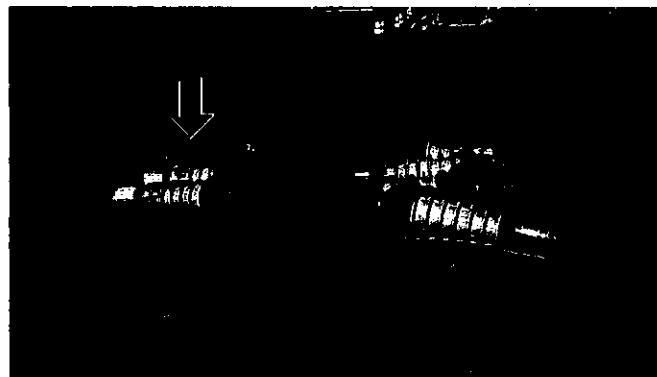
保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 南金沢変電所						
保管事業場の所在地	石川県白山市荒屋町と35番地の1						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広				電話番号	076-233-8854	
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
34-020	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明 ✓		ドラム缶本体(空)
34-020	ウエス							0.01 kg	不明 ✓	新たに保管	P C B 濃度不明 34-020に保管
34-020-51	ウエス							21.9 kg	不明 ✓	新たに保管	P C B 濃度不明 34-020に保管
34-020-52	ウエス							-4.95 kg	不明 ✓	移替	P C B 濃度不明 35-011(北金沢)に移替
34-020-53	ウエス							-16.9 kg	不明 ✓	移替	P C B 濃度不明 35-018(北金沢)に移替
34-020-61	ウエス							18.3 kg	不明 ✓	新たに保管	P C B 濃度不明 34-020に保管

合計 48.3 kg ✓



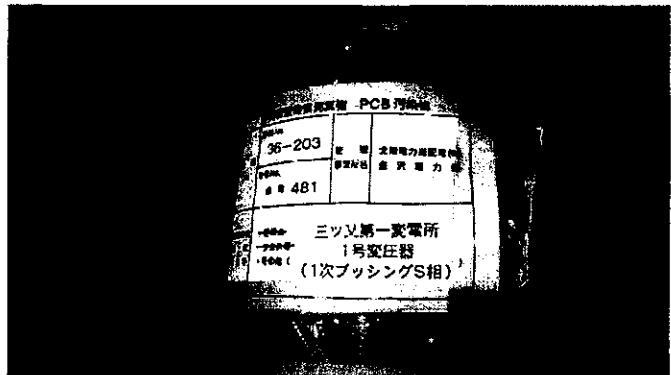
届出番号	36	202	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所			油量(L)	0	検出濃度(ppm)
廃棄物の種類	ブッシング			1.6		



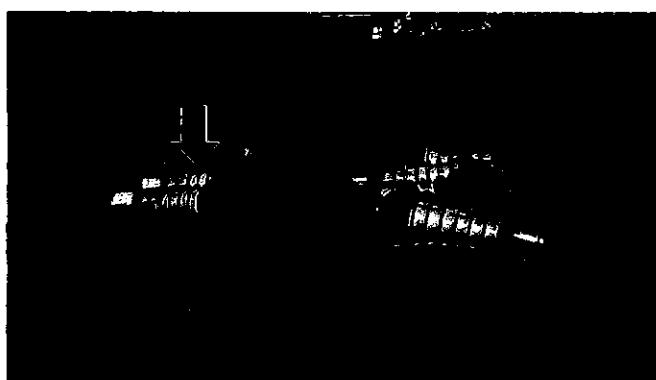
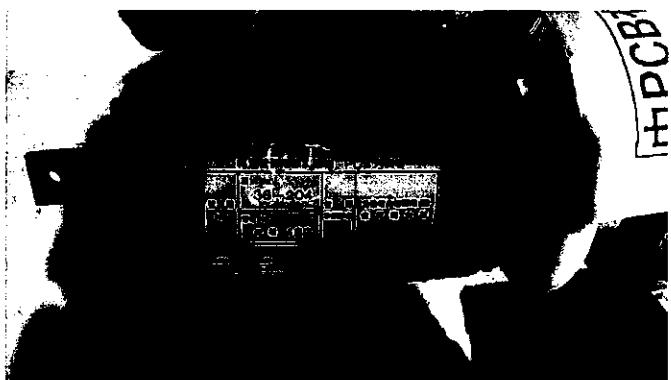
令和6年度 PCB機器保管状況

金沢電力部 設備管理課（変電）

届出番号	36 203	容器の性状	-	
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	0	検出濃度(ppm) 1.6
廃棄物の種類	ブッシング			

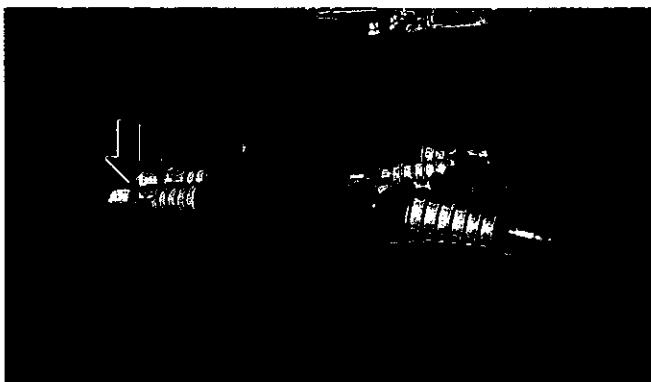
届出番号	36 204	容器の性状	-	
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	-	検出濃度(ppm) 1.6
廃棄物の種類	ブッシング			

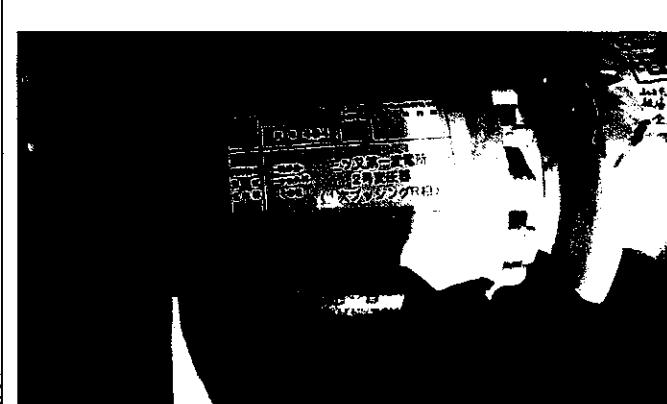
令和6年度 PCB機器保管状況

金沢電力部 設備管理課（変電）

届出番号	36	205	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所		油量(L)	0	検出濃度(ppm)	1.6
廃棄物の種類	ブッシング					




届出番号	36	206	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所		油量(L)	-	検出濃度(ppm)	0.8
廃棄物の種類	ブッシング					

令和6年度 PCB機器保管状況

金沢電力部 設備管理課（変電）

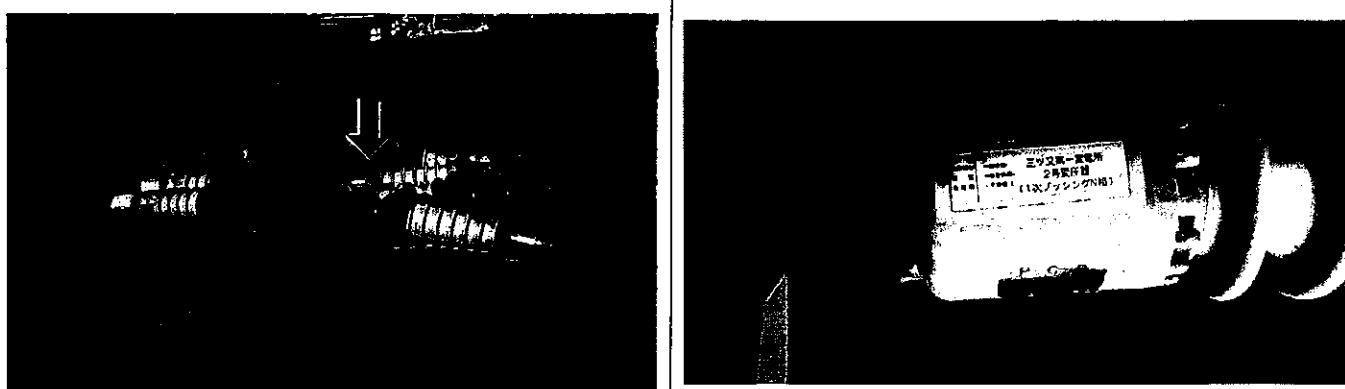
届出番号	36 207	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	0	検出濃度(ppm)	0.8
廃棄物の種類	ブッシング				

届出番号	36 208	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	-	検出濃度(ppm)	0.8
廃棄物の種類	ブッシング				

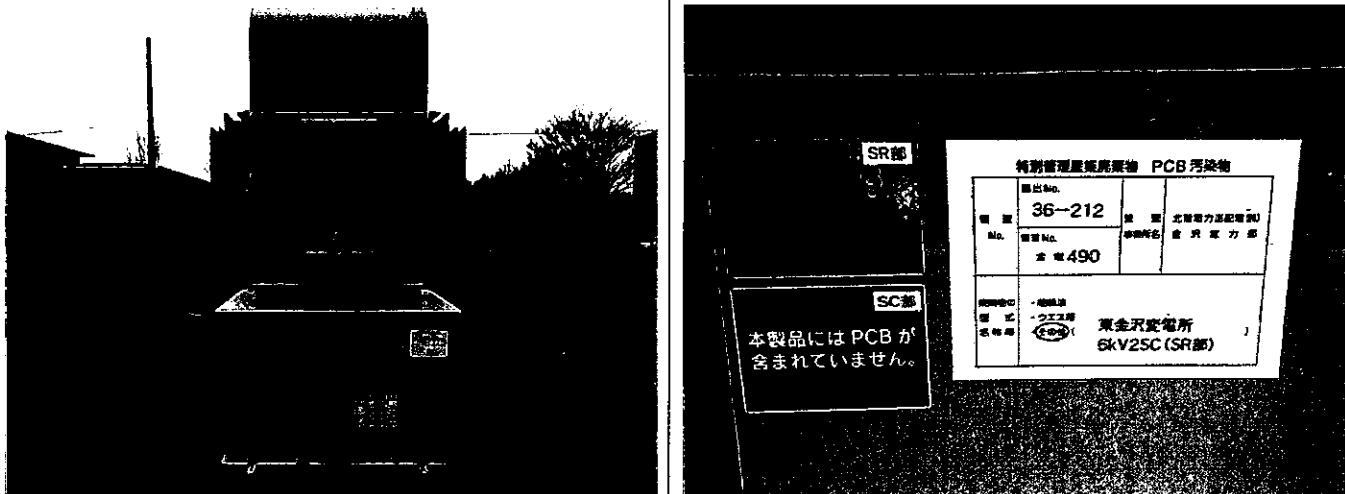
令和6年度 PCB機器保管状況

金沢電力部 設備管理課（変電）

届出番号	36 209	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	0	検出濃度(ppm)	0.8
廃棄物の種類	ブッシング				



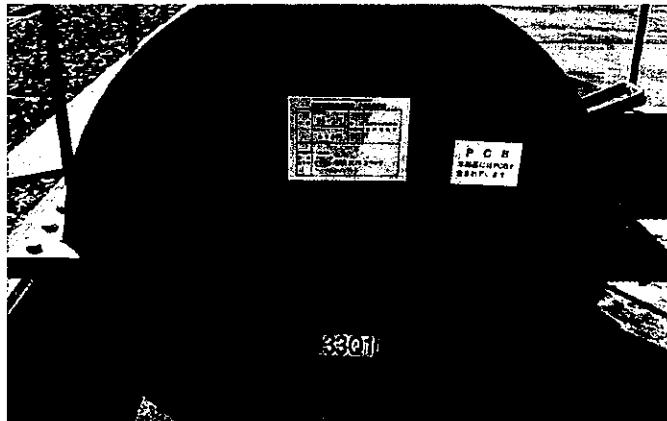
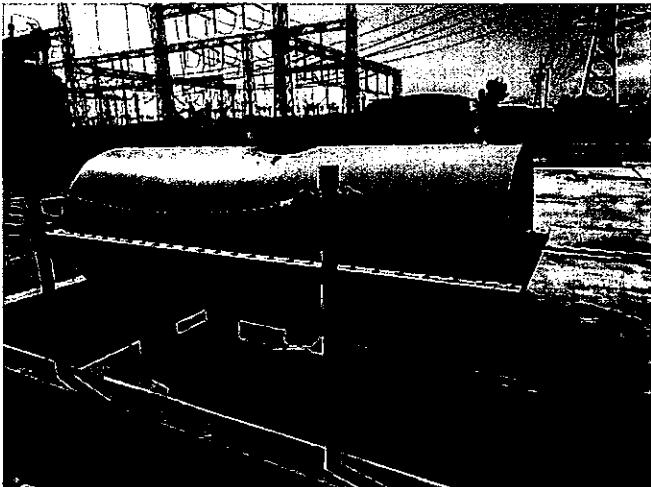
届出番号	36 212	容器の性状	-		
保管場所	南金沢変電所	油量(L)	-	検出濃度(ppm)	0.83
廃棄物の種類	電力用コンデンサ				

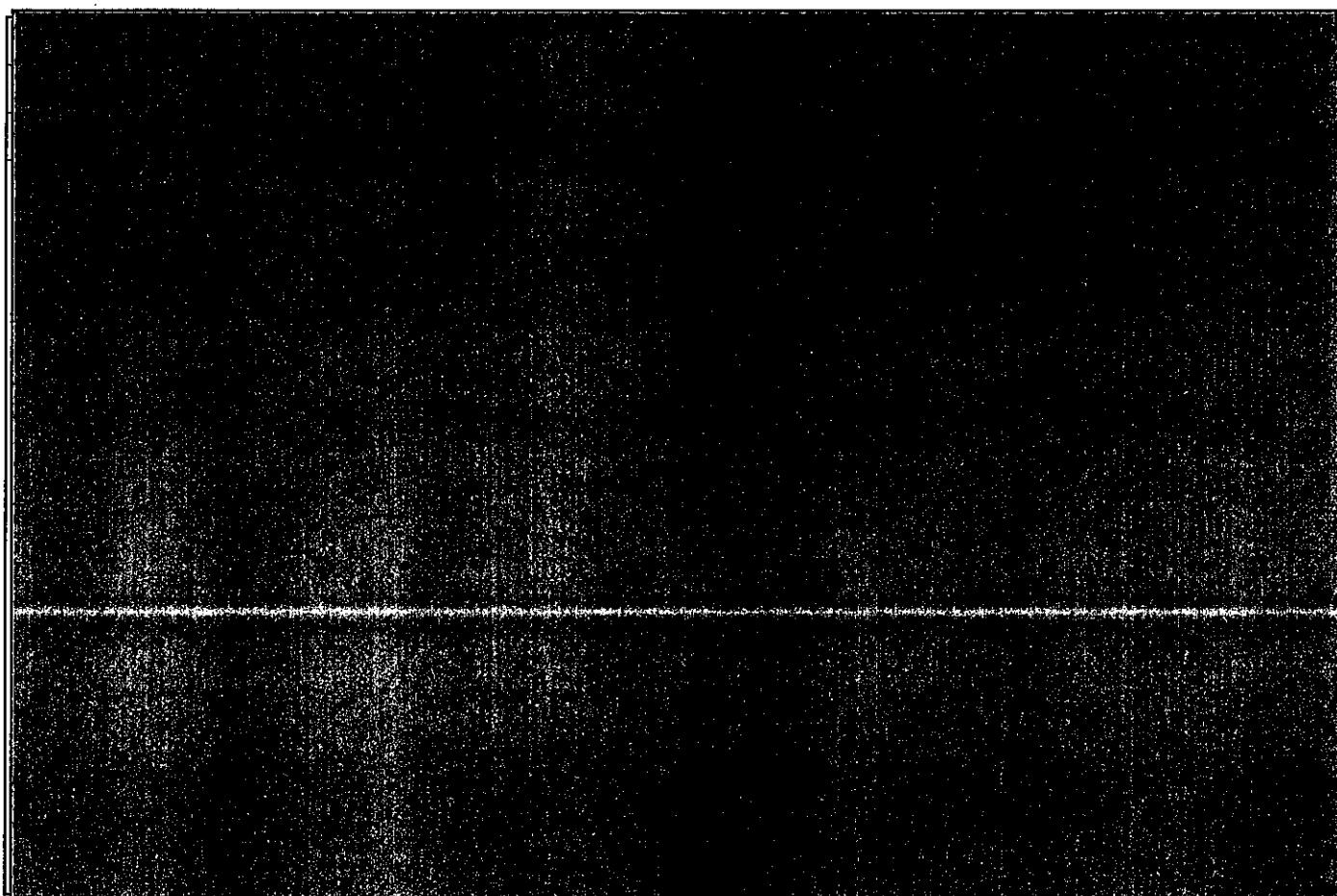


令和6年度 P C B 機器保管状況

金沢電力部 設備管理課（変電）

届出番号	36	215	容器の性状	-	
保管場所	南金沢変電所		油量(L)	0	検出濃度(ppm) 0.41
廃棄物の種類	コンサベータ				







マニフェスト番号	15942672916	登録の状態	登録	引渡し日	2025/03/05	引渡し担当者	飯田 桂吾
		連絡番号1	076-223-3207	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1			排出事業場	名称 南金沢変電所(石川支社 金沢電力部設備管理課(変電)) ✓ 所在地 〒 920-2151 石川県白山市荒屋町35番地の1 ✓		
	電話番号 076-441-2512	加入者番号 1234417			電話番号 076-223-3191		
産業廃棄物	種類 7412000 PCB汚染物 ✓ (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB ✓ 放射性物質対象外 ✓ 廃棄物の名称 PCB汚染物 ✓				数量 4000.000 kg 荷姿 バラ	確定数量 4200.000 kg 数量の確定者 処分業者	
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本通運株式会社 住所 〒 101-8647 東京都千代田区神田和泉町2番地			運搬先の事業場	名称 エコシステム山陽株式会社 所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125		
	電話番号 03-5801-1234	加入者番号 2006592	許可番号 001001	運搬方法	電話番号 0868-62-1346	車両	車両番号(排出)
	備考 160032				運搬量 4200.000 kg	運搬担当者 北陸東支店 高田義夫	
					有価物拾集量	運搬終了日 2025/03/06	
					車両番号(収集運搬) 富山100き320		
処分業者	氏名又は名称 エコシステム山陽株式会社 住所 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125			処分事業場	名称 エコシステム山陽株式会社 ✓ 所在地 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125 ✓		
	電話番号 0868-62-1346	加入者番号 3001145	許可番号 130543	報告区分	電話番号 0868-62-1346	処分方法	管理型埋立処分
	備考				処分終了日 2025/03/14	廃棄物受領日 2025/03/06	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 708-1523 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字火の谷1125(エコシステム山陽株式会社[0868-62-1346])						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

様式第一号(一) (第九条、第二十条及び第二十七条関係)

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書 (保管事業者及び所有事業者用)

令和7年4月1日

石川県知事

殿



届出者番号 〒929-0217
住所 石川県白山市湊町乙8番地6
氏名 代表取締役 浜上久益
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-278-4710

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	高級鋳金株式会社		
保管事業場の所在地	白山市湊町乙8番地6		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 浜上久益	電話番号	076-278-4710
保管の場所	工場内電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
①	変圧器 (高圧トランス)	10KVA	北陸電気 製造(株)		1967	1008302	2024.8	1台	105kg	低濃度	容器有	有	分別なし			
②	変圧器 (三相変圧器)	600KVA	北陸電気 製造(株)		1967		2024.8	1台	不明	低濃度	密封式	有	有	なし		
③	限流 リアクタ	150KVA	北陸電気 製造(株)	リ	1967			1台		低濃度	密封式	有	有	なし		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
18-1	変圧器 (高圧ラジス) 10kVA	北陸電気 製造(株)	1967.10.08	302	1台	105kg	低濃度			2024.8.24	(株)富士ケリーン	2024.9.3		
	変圧器 (三相変圧器) 600kVA	北陸電気 製造(株)	1967		1台	不明	低濃度			2024.8.24	(株)富士ケリーン	2024.9.3		
	限流 リーアクトリ	150kVA 北陸電気 製造(株)	1967		1台		低濃度			2024.8.24	(株)富士ケリーン	2024.9.3		

※油は抜油して、環境開発株式会社で2024.9.11に入庫完了。

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したもの添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殷

令和 7 年 5 月 12 日



届出者 〒920-2327
住 所 石川県白山市市原ト90番地
氏 名 有限会社 木村製材 代表取締
(法人にあっては、名称及び代表
電話番号 076-255-5316

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 木村製材 ✓
保管事業場の所在地	石川県白山市市原ト90番地 ✓
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 木村 公一 ✓
保管の場所	石川県白山市市原ト90番地 ✓

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	有限会社 木村製材		
所在事業場の所在地	石川県白山市市原ト90番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	代表取締役 木村 公一	電話番号	076-255-5316
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
3-001	変圧器（トランス）	30 KVA	東芝	内鉄式 PS-6 6DP30K11 (1969)	S44.5	その他	Y	Y	1 台	169 kg	低濃度	PCB濃度 99mg/kg
3-002	変圧器（トランス）	3 KVA	東芝	内鉄式 PS-6 6DP3K11 (1973)	S48.11	その他	Y	Y	1 台	55 kg	低濃度	PCB濃度 7.5mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 5 月 29 日

石川県知事

八



届出者 住 所 〒920-8711 石川県金沢市示野町イ6
氏 名 ホクショウ株式会社 代表取締役社長 北村 宜大
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-267-3111

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ホクショ一株式会社 白山工場		
保管事業場の所在地	〒924-0004 石川県白山市旭丘3-17		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	総務課係長 山川 達也	電話番号	076-275-7711
保管の場所	白山第1工場電気室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	ホクショ一株式会社 白山工場		
所在事業場の所在地	〒924-0004 石川県白山市旭丘3-17		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	総務課係長 山川 達也		電話番号 076-275-7711
所在の場所	白山第1工場電気室		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
5-001	変圧器（トランス）	50 KVA	三菱電機株式会社	SF形1種	1987年	不燃性 (合成) 絶縁油	未定	今後計画	1 台	195.0 kg	低濃度	令和5年11月に 検査しPCB含有 判明
5-002	変圧器（トランス）	300 KVA	三菱電機株式会社	RA-T	1987年	不燃性 (合成) 絶縁油	未定	今後計画	1 台	795.0 kg	低濃度	令和5年12月に 検査しPCB含有 判明

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月30日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 鶴来変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ラ200番地2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当)	池田 尚広	電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 鶴来変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ラ200番地2				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
① 30-010	①変圧器(トランス)	20000 kVA	④北陸電機製造(株)	SF3	S53.6 (1978)	14800L			1 台	65.900.0 kg	低濃度	P C B 濃度1.5mg/kg ✓ 2007.6.27中部近畿産業 保安監督部長届出 ✓ 管埋箇所変更に伴う申 請番号の変更(旧19- 001) 2021.10.13 課電洗浄完 了(ブッシング未分析) 2022.2.7 PCB含有機器 変更届出 ✓

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年8月22日

石川県知事

般



〒920-2114
届出者 石川県白山市三宮町155-2
住所 有限会社和田屋 代表取締役 和田社夫
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-272-0570

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 和田屋		
保管事業場の所在地	白山市三宮町155-2		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			
保管の場所	白山市三宮町155-2		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったボリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	有限会社和田屋
所在事業場の所在地	白山市三宮町155-2
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	
所在の場所	白山市三宮町155-2

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台あたり重量×台数)		
① 29-001 キ	変圧器(トランス) 変圧器	30KVA	4	QK	1971 108.5				1台	200.0kg	低濃度	PCB濃度 8.2mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元番号」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の基板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他ものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記入すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記入すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「圓い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の圓いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・現在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか現在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部款を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 桑島変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市桑島5号11番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当)	池田 尚広	電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	廻り等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

※又分委託年月日より
前の日付でないと、①システムに
登録できない為、変更登録消

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
③ 20-002-61	②その他PCBを含む油(コタミ油)							5,700.0 kg	低濃度	R6.5.1 R7.3.4	新たに保管	P C B 濃度1.2mg/kg 20-002 抜油 ✓
② 21-014	①変圧器(トランス)	200 kVA	④北陸電機 製造(株)	油入自冷式	S53.11 (1978)	280L	1 台	823.0 kg	低濃度	R6.6.1 R6.12.12	使用→保管	P C B 濃度14mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		
③ 20-002-61	②その他PCBを含む油(コタミ油)							5,700.0 kg	低濃度			R6.5.14	㈱富山環境整備	R7.3.7	マニュフェストNo.15942005770
② 21-014	①変圧器(トランス)	200 kVA	④北陸電機 製造(株)	油入自冷式	S53.11 (1978)	280L	1 台	823.0 kg	低濃度			R6.6.3	群桐エコロ(㈱)	R6.12.19	マニュフェストNo.15839485441

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 桑島変電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市桑島5号11番地1				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
①	20-002 ①変圧器(トランス)	9000 kVA	④北陸電機製造(株)	屋外油入自冷式	S53.11 (1978)	7300L			1 台	25,500.0 kg	低濃度	P C B 濃度 1.2mg/kg 2008.9.2中部近畿産業保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理を移行
②	21-014 ①変圧器(トランス)	200 kVA	④北陸電機製造(株)	油入自冷式	S53.11 (1978)	280L			1 台	823.0 kg	低濃度	2024.12.23廃止届出 次年度削除

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



a 1 5 9 4 2 0 0 5 7 0 a

マニフェスト番号	15942005770		登録の状態	登録		引渡し日	2025/03/04		引渡し担当者	山下 拓也
	連絡番号1	08019551950	連絡番号2			連絡番号3				
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社		排出事業場	名 称 桑島変電所(石川支社 金沢電力部)		所在地	〒 920-2502 石川県白山市桑島5号12番5			
産業廃棄物	電話番号	076-441-2512	加入者番号	1234417		電話番号	076-256-7519		数量	6500.000 リットル
	種類	7412000 PCB汚染物	(大分類)	(小分類)		荷姿	その他		確定数量	6500.000 リットル
	有害物質								数量の確定者	排出事業者
	放射性物質対象外									
	廃棄物の名称 絶縁油									
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)									
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり									
収集運搬業者	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名 称 株式会社富山環境整備		所在地	〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3			
区間1	電話番号	076-444-6800	加入者番号	2011814	許可番号	000302	運搬方法	車両	車両番号(排出)	
	備考					電話番号	076-469-5356		運搬量	5700.000 kg
									運搬担当者	赤井 和之
						有価物拾集量			運搬終了日	2025/03/05
						車両番号(収集運搬)			富山800は16-47	
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備		処分事業場	名 称 株式会社富山環境整備		所在地	〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3			
	電話番号	076-469-5356	加入者番号	3001433	許可番号	006802	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	焼却
	備考					電話番号	076-469-5356		処分方法	
									2025/03/05	廃棄物受領日 2025/03/05
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)									
備考1										
備考2										
備考3										
備考4										
備考5										



a 1 5 8 3 9 4 8 5 4 4 1 a

マニフェスト番号	15839485441	登録の状態	登録	引渡し日	2024/12/12	引渡し担当者	大家 拓也
		連絡番号1	076-223-3259	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1	排出事業場	名称 桑島変電所(石川支社 金沢電力部) 所在地 〒 920-2502 石川県白山市桑島5号12番5				
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	電話番号	076-256-7519				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称	数量	860.000 kg	確定数量	823.000 kg	数量の確定者	処分業者
荷姿 バラ							
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社				
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬方法	車両	車両番号(排出)			
	備考	運搬量	823.000 kg	運搬担当者	奥村国敏		
		有価物拾集量		運搬終了日	2024/12/13		
		車両番号(収集運搬)	名古屋131う3005				
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社				
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	報告区分	電話番号 0276-55-0500 処分方法	最終処分			
	備考	処分(中間)→最終	処分終了日	2024/12/18	廃棄物受領日	2024/12/13	
		処分担当者	梅澤 美香				
		受入量	823.000 kg				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])	最終処分終了日	2024/12/19				
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 〒930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 吉野第一変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野キ90番1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当)	池田 尚広	電話番号 076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
	該当なし														

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 吉野第一変電所		
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野キ90番1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
①	20-003 ①変圧器(トランス)	10000 kVA	⑦日新電機(株)	TMOL-UXA	S42.4 (1967)	12000L			1 台	37.700.0 kg	低濃度	P C B 濃度9mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理を移行
②	21-001 ①変圧器(トランス)	1500 kVA	④北陸電機製造(株)	CNTO-TVDPE	S40.11 (1965)	2000L			1 台	5.550.0 kg	低濃度	P C B 濃度12mg/kg 2009.9.9中部近畿産業保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理を移行
④	21-006 ①変圧器(トランス)	2000 kVA	④北陸電機製造(株)	油入自冷式	S45.4 (1970)	1600L			1 台	6.000.0 kg	低濃度	P C B 濃度 2.3mg/kg 2009.11.11中部近畿産業保安監督部長届出 2020.4.1送配電会社へ管理を移行

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 駆 浩 殿

令和 7 年 6 月 30 日



届出者 T930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512 ✓

・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 三ツ又第一変電所		
保管事業場の所在地	石川県白山市尾添ム2番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

*又分委託年月日よりも前の
日付である必要がある旨、修正。

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
①	20-005 ①変圧器(トランジンス)	10000 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S36.4 (1961)	10900L	1 台	36,988.0 kg	低濃度	R6.5.1	使用→保管	PCB濃度1.6mg/kg
③	20-005-61 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)							10,000.0 kg	低濃度	R6.5.1	新たに保管	PCB濃度1.6mg/kg 20-005の抜油
②	20-006 ①変圧器(トランジンス)	4700 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S37.4 (1962)	7000L	1 台	20,271.0 kg	低濃度	R6.5.1	使用→保管	PCB濃度0.8mg/kg
④	20-006-61 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)							6,430.0 kg	低濃度	R6.5.1	新たに保管	PCB濃度0.8mg/kg 20-006の抜油 ✓
⑤	36-005 ②ウエス						1 缶	80.0 kg	不明	R6.5.15	新たに保管	PCB濃度不明 ✓ 内容物50.0kg+容器30.0kg ✓
⑥	36-006 ②ウエス						1 缶	50.0 kg	不明	R6.5.15	新たに保管	PCB濃度不明 ✓ 内容物20.0kg+容器30.0kg ✓
⑦	36-007 ②ウエス						1 缶	80.0 kg	不明	R6.5.28	新たに保管	PCB濃度不明 ✓ 内容物50.0kg+容器30.0kg
⑧	36-008 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	102.0 kg	不明	R6.5.15	新たに保管	PCB濃度不明 ✓ 内容物72.0kg+容器30.0kg
⑨	36-009 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	39.0 kg	不明	R6.5.28	新たに保管	PCB濃度不明 ✓ 内容物9.0kg+容器30.0kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数					
	該当なし											

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量	濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等			台数又は容器の数	総重量(1台当たり重畠×台数)	処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	
①	20-005 ①変圧器(トランス)	10000 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S36.4 (1961)	10900L	1 台	36.988.0 kg	低濃度		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	マニュファクトNo. 15585246141 ✓ R6. 5. 17 15586701104 ✓ R6. 6. 4 15588818149 ✓ R6. 5. 30 15590414447 ✓ R6. 5. 21 15591483680 ✓
③	20-005-61 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)							10.000.0 kg	低濃度		R6. 2. 21	株富山環境整備	R6. 6. 2 マニュファクトNo. 15546392500 ✓
②	20-006 ①変圧器(トランス)	4700 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S37.4 (1962)	7000L	1 台	20.271.0 kg	低濃度		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	マニュファクトNo. 15601602472 ✓ 15605393912 ✓ 15606755319 ✓
④	20-006-61 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)							6.430.0 kg	低濃度		R6. 2. 21	株富山環境整備	R6. 5. 2 マニュファクトNo. 15546360639 ✓
⑤	36-005 ②ウエス						1 缶	80.0 kg	不明		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	R6. 5. 21 マニュファクトNo. 15591483680 ✓
⑥	36-006 ②ウエス						1 缶	50.0 kg	不明		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	R6. 5. 21 マニュファクトNo. 15591483680 ✓
⑦	36-007 ②ウエス						1 缶	80.0 kg	不明		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	R6. 6. 2 マニュファクトNo. 15606755319 ✓
⑧	36-008 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	102.0 kg	不明		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	R6. 5. 21 マニュファクトNo. 15591483680 ✓
⑨	36-009 ②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	39.0 kg	不明		R6. 2. 27	群桐工コロ(株)	R6. 6. 2 マニュファクトNo. 15606755319 ✓

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 三ツ又第一変電所					
所在事業場の所在地	石川県白山市尾添2番地					
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854	
所在の場所	事業場の所在地と同じ					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
① 1	①変圧器(トランス) 20-005	10000 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S36.4 (1961)	10900L			1 台	36,988.0 kg	低濃度	P C B 濃度 1.6mg/kg 次年度削除
② 2	①変圧器(トランス) 20-006	4700 kVA	③(株)日立製作所	SORV-3YC	S37.4 (1962)	7000L			1 台	20,271.0 kg	低濃度	P C B 濃度 0.8mg/kg 次年度削除

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



マニフェスト番号	15585246141	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/09	引渡し担当者	朝比奈啓博	
		連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3		
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 ✓	拠出事業場	名称 三ツ又第一変電所 ✓					
	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1		所在地 石川県白山市尾添ム2番					
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417		電話番号	数量 2500,000 kg		確定数量 2910,000 kg		
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等-PCB汚染物 ✓ (大分類名稱 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB ✓ 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廃油			荷姿 その他		数量の確定者	処分業者	
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)							
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり							
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 ✓					
	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地		所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 ✓					
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬方法	車両	車両番号(排出)				
			運搬量 2910,000 kg	運搬担当者 竹内彰輝				
			有価物拾集量	運搬終了日 2024/05/10				
			車両番号(収集運搬) 名古屋130を3007					
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社					
	住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26		所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27					
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日 2024/05/16	廃棄物受領日 2024/05/10			
				処分担当者 高柳 晴香				
				受入量 2910,000 kg				
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					最終処分終了日 2024/05/17 ✓		
備考1								
備考2								
備考3								
備考4								
備考5								



a 1 5 5 8 6 7 0 1 1 0 4 a

マニフェスト番号	15586701104	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/10	引渡し担当者	朝比奈啓博
		連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417			排出事業場	名称 三ツ又第一変電所 所在地 石川県白山市尾添ム2番 電話番号		
産業廃棄物	種類 7411001 廉PCB等・PCB汚染物 (大分類名稱 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廉油 (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)				数量 2300.000 kg 荷姿 その他	確定数量 2570.000 kg 数量の確定者 処分業者	
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459			運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500		
	備考				運搬量 2570.000 kg 有価物拾集量	運搬担当者 奥村国敏 運搬終了日 2024/05/11	
					車両番号(収集運搬) 名古屋131丸3001		
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797			処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法 焚却		
	備考				処分(中間)+最終	処分終了日 2024/05/16	廃棄物受領日 2024/05/11
					処分担当者 高柳 晴香		
					受入量 2570.000 kg		
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 5 8 8 8 1 8 1 4 9 a

マニフェスト番号	15588818149	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/13	引渡し担当者	朝比奈啓博
		連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417	排出事業場	名称 三ツ又第一変電所 所在地 石川県白山市尾添ム2番 電話番号				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廃油			数量 7100.000 kg 荷姿 その他	確定数量 7050.000 kg 数量の確定者 処分業者		
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区间1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500	運搬方法	車両	車両番号(提出)	
				運搬量	7050.000 kg	運搬担当者	竹内彰輝
				有価物拾集量		運搬終了日	2024/05/14
				車両番号(収集運搬)			名古屋130号3007
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法 焼却	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2024/06/03 廃棄物受領日 2024/05/14
						処分担当者	高柳 晴香
						受入量	7050.000 kg ✓
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					最終処分終了日	2024/06/04
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 5 9 0 4 1 4 4 4 7 a

マニフェスト番号	15590414447	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/14	引渡し担当者	朝比奈啓博
		連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417 種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名称 特定有害廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廃油 (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)			排出事業場	名称 三ツ又第一変電所(石川支社 金沢電力部) 所在地 〒 920-2333 石川県白山市尾添ム2番 電話番号 076-256-7406 数量 6800.000 kg 荷姿 その他 確定数量 6880.000 kg 数量の確定者 処分業者		
産業廃棄物							
中間処理 産業廃棄物							
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459 備考			運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 運搬量 6880.000 kg 有価物拾集量 車両番号(収集運搬) 名古屋130を3008		
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797 備考			処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 廃分方法 焼却 処分(中間)最終 処分終了日 2024/05/29 廃棄物受領日 2024/05/15 処分担当者 高柳 晴香 受入量 6880.000 kg 最終処分終了日 2024/05/30		
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])						
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 5 9 1 4 8 3 6 8 0 a

マニフェスト番号	15591483680	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/15	引渡し担当者	朝比奈啓博
連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3			
氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 ✓							
排出事業者	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1	排出事業場	名 称 三ツ又第一変電所(石川支社 金沢電力部) ✓				
			所在地 〒 920-2333 石川県白山市尾添ム2番 ✓				
	電話番号 076-441-2512 [加入者番号] 1234417		電話番号 076-256-7406				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名: 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廃油		数量 7950.000 kg	確定数量 7810.000 kg			
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)		荷姿 その他		数量の確定者	処分業者	
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社	運搬先の事業場	名 称 群桐エコロ株式会社 ✓				
	住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地		所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 ✓				
	電話番号 0566-35-3060 [加入者番号] 2000645 [許可番号] 005459	運搬方法	車両	車両番号(排出)			
			運搬量	7810.000 kg	運搬担当者	竹内彰輝	
			有価物拾集量		運搬終了日	2024/05/16	
			車両番号(収集運搬)	名古屋130迄3007			
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社	処分事業場	名 称 群桐エコロ株式会社				
	住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26		所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27				
	電話番号 0276-55-0500 [加入者番号] 3013281 [許可番号] 158797	報告区分	電話番号 0276-55-0500 [処分方法] 焚却				
					処分担当者	高柳 晴香	
					受入量	7810.000 kg ✓	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])				最終処分終了日	2024/05/21 ✓	
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 5 4 6 3 9 2 5 0 0 a

マニフェスト番号	15546392500		登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/01	引渡し担当者	朝比奈啓博	
	連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3				
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社		排出事業場	名 称 三ツ又第一変電所					
	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1			所在地 石川県白山市尾添沢2番					
	電話番号	076-441-2512	加入者番号	1234417	電話番号				
産業廃棄物	種類 7411000 廃PCB等 (大分類名: 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称			数量 10900.000 リットル 荷姿 その他	確定数量 10000.000 kg 数量の確定者 処分業者				
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社		運搬先の事業場	名 称 株式会社富山環境整備					
	住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号			所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3					
	電話番号	076-444-6800	加入者番号	2011814	許可番号	000302	運搬方法	車両 車両番号(排出)	
	備考						運搬量	10000.000 kg	
							運搬担当者	赤井 和之	
							運搬終了日	2024/05/02	
							車両番号(収集運搬)	富山800は16-73	
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備		処分事業場	名 称 株式会社富山環境整備					
	住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3			所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3					
	電話番号	076-469-5356	加入者番号	3001433	許可番号	006802	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日
	備考						2024/05/31	廃棄物受領日	2024/05/02
							処分担当者	石田 敏史	
							受入量	10000.000 kg	
							最終処分終了日	2024/06/02	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)								
備考1									
備考2									
備考3									
備考4									
備考5									



マニフェスト番号	15601602472	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/23	引渡し担当者	朝比奈啓博
		連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1	拠出事業場	名称 三ツ又第一変電所(石川支社 金沢電力部) 所在地 〒 920-2333 石川県白山市尾添ム2番				
	電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417		電話番号 076-256-7406	数量 2500.000 kg	確定数量 2620.000 kg		
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名稱 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB廃油		荷姿 その他		数量の確定者 処分業者		
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地	運搬先の事業場	名称 群桐工コロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500	運搬方法	車両 車両番号(排出)	運搬量 2620.000 kg	運搬担当者 竹内彰輝
	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459		有価物拾集量		運搬終了日 2024/05/24		
	備考		車両番号(収集運搬)	名古屋130号3007			
処分業者	氏名又は名称 群桐工コロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26	処分事業場	名称 群桐工コロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法 焼却	報告区分	処分(中間)+最終 処分終了日 2024/06/04	廃棄物受領日 2024/05/24	
	電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797				処分担当者 高柳 晴香		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐工コロ株式会社[0276-55-0500])		受入量 2620.000 kg		最終処分終了日 2024/06/05		
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



a 1 5 6 0 5 3 9 3 9 1 2 a

マニフェスト番号	15605393912		登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/27	引渡し担当者	朝比奈啓博
連絡番号1			連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 加入者番号 1234417		排出事業場	名称 三ツ又第一変電所(石川支社 金沢電力部) 所在地 〒 920-2333 石川県白山市尾添ム2番 電話番号 076-256-7406				
産業廃棄物	種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類 名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物・PCB麻油			数量 2400.000 kg 荷姿 その他	確定数量 2330.000 kg 数量の確定者 処分業者			
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)							
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり							
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459		運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500				
備考			運搬方法	車両	車両番号(排出)	運搬量 2330.000 kg 有価物拾集量	運搬担当者 深堀正二 運搬終了日 2024/05/28	車両番号(収集運搬) 名古屋131丸3001
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797		処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 処分方法 焼却				
備考			報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日 2024/05/31	廃棄物受領日 2024/05/28	処分担当者 高柳 晴香	受入量 2330.000 kg 最終処分終了日 2024/06/01
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])							
備考1								
備考2								
備考3								
備考4								
備考5								



a 1 5 6 0 6 7 5 5 3 1 9 a

マニフェスト番号	15606755319	登録の状態	登録	引渡し日	2024/05/28	引渡し担当者	朝比奈啓博	
連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3				
氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社		名 称 三ツ又第一変電所(石川支社 金沢電力部)						
排出事業者	住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1	排出事業場	所在地 〒 920-2333 石川県白山市尾添ム2番					
電話番号	076-441-2512	加入者番号	1234417	電話番号	076-256-7406	数量	8600.000 kg	
種類 7411001 廃PCB等・PCB汚染物 (大分類名: 特定有寄産業廃棄物)				荷姿	その他	確定数量	9010.000 kg	
産業廃棄物	有害物質 08 PCB	数量の確定者: 値分業者						
放射性物質対象外								
廃棄物の名称: PCB汚染物・PCB廃油								
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)							
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり							
氏名又は名称 サンワリューツー株式会社		運搬先の事業場	名 称 群桐エコロ株式会社					
住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地			所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27					
収集運搬業者	電話番号 0566-35-3060	加入者番号 2000645	許可番号 005459	運送方法	車両	車両番号(排出)		
区間1	備考			運搬量	9010.000 kg	運搬担当者	福吉正欣	
				有価物拾集量		運搬終了日	2024/05/29	
				車両番号(収集運搬)	名古屋131ニ3003			
氏名又は名称 群桐エコロ株式会社		処分事業場	名 称 群桐エコロ株式会社					
住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26			所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27					
処分業者	電話番号 0276-55-0500	加入者番号 3013281	許可番号 158797	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2024/06/01	
	備考			処分方法		焼却	2024/05/29	
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					処分担当者	高柳 晴香	
備考1					受入量	9010.000 kg		
備考2					最終処分終了日	2024/06/02		
備考3								
備考4								
備考5								



a 1 5 5 4 6 3 6 0 6 3 9 a

マニフェスト番号	15546360639	登録の状態	登録	引渡し日	2024/04/30	引渡し担当者	朝比奈啓博
連絡番号1	076-223-3479	連絡番号2		連絡番号3			
氏名又は名称 北陸電力送配電株式会社 住所 〒 930-8687 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2512 [加入者番号] 1234417				名 称 三ツ又第一変電所 排出事業場 所在地 石川県白山市尾添ム2番 電話番号			
排出事業者							
産業廃棄物	種類 7411000 廃PCB等 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称			数量 7000.000 リットル 荷姿 その他		確定数量 6430.000 kg 数量の確定者 分業者	
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本海環境サービス株式会社 住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号			運搬先の事業場	名 称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356		
	電話番号 076-444-6800 [加入者番号] 2011814 [許可番号] 000302	運搬方法	車両	車両番号(提出)			
	備考		運搬量	6430.000 kg	運搬担当者	小谷 昌平	
			有価物拾集量		運搬終了日	2024/05/01	
			車両番号(収集運搬)	富山800は16-47			
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備 住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3			処分事業場	名 称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 [処分方法] 焚却		
	電話番号 076-469-5356 [加入者番号] 3001433 [許可番号] 006802	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2024/05/01	廃棄物受領日	2024/05/01
	備考			処分担当者	石田 敦史		
				受入量	6430.000 kg		
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)			最終処分終了日	2024/05/02		
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T930-0858
 住 所 富山市牛島町 15-1
 氏 名 北陸電力株式会社
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 尾添発電所						
保管事業場の所在地	石川県白山市尾添ソ8番1						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 電話番号 080-5107-2547						
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
③ 36-014	②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 台	11,200.0 kg	低濃度	5 R6. 8. 1	新たに保管	20-007の絶縁油 (1244L) タンクローリ
④ 36-015	②その他PCBを含む油(コンタミ油)						3 缶	430.0 kg	低濃度	5 R6. 8. 1	新たに保管	20-007の絶縁油 340kg (378L) +容器90kg (ドラム3缶)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
③ 36-014	②その他(タンクローリ)						1 台	11,200.0 kg	低濃度			R6. 5. 20	(株)富山環境整備	R6. 7. 23 マニフェストNo. 45114170802 20-007の絶縁油
④ 36-015	②その他PCBを含む油(コンタミ油)						3 缶	430.0 kg	低濃度			R6. 5. 20	(株)富山環境整備	R6. 8. 1 マニフェストNo. 2162221165 20-007の絶縁油

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 尾添発電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市尾添ソ8番1				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量（1台当たり重量×台数）		
① 20-007	①変圧器（トランス）	31,600 kVA	④北陸電機製造(株)	油入自冷式	S59.3 (1984)	13,200L			1 台	55,802.0 kg	低濃度	P C B 濃度 5.1mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保安監督部長届出 55300kg→55802kgへ変更

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量（1台当たり重量×台数）				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の鉄板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

		総重量 [kg]	絶縁油量 [ℓ]	[kg]
2024年度当初	銘板値	55,300	13,200	
2024/7/22	抜油(タシクローリ)	-1,200	-12,444	-11,296
2024/7/23	残油抜油(ドラム缶)	-178	-198	-178
	新油注油	12,042	13,380	12,042
2024/7/25	油面調整抜油(ドラム缶)			

マニフェストNo.	計量票 [kg]	メモ	計量票を正とする。 4/7 立地共生部確認済
21622221165	-430		
	-90		
	-178		
45114170802	-1,200		

		[ℓ]
HDS	注油時油量	
報告書より	調整時抜油量	13,380

産業廃棄物管理票(マニフェスト) E票

年月日	2024年7月1日	交付番号	45114170802	整理番号		交付担当者	氏名 藤井 和樹
(排出者)	氏名又は名称 北陸電力株式会社 廃棄物取扱所 住所 〒 930-2333 電話番号 076(256)7527 石川県白山市尾添ノ木町	名称 代浴原川株式会社 民添発電所 所在地 〒 930-2333 電話番号 076(256)7527 石川県白山市尾添ノ木町					
産業廃棄物	種類 特別治理産業廃棄物 産業廃棄物の名称 PCB等	数量(及び単位) 13.000kg	荷姿 荷姿	有害物質等 PCB	処分方法 送表ア		
間処理 中間処理者 の受託者 区間1)	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
終処分 場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
受託者 区間1)	氏名又は名称 日本海環境センター(株) 住所 〒 930-2333 電話番号 076-464-6800 富山県富山市久方町 2番54号	名称 株式会社 富山環境整備 所在地 〒 930-2638 電話番号 076-464-5356 富山県富山市婦中町吉谷3-3					
受託者 区間2)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号					
受託者 区間3)	氏名又は名称 住所 〒 電話番号	所在地 〒 電話番号					
処分受託者 区間1)	氏名又は名称 住所 〒 930-2638 電話番号 076-469-5356 富山県富山市婦中町吉谷3-3	名称 (受領欄) 田	年月日 2024年8月1日	数量(及び単位) kg			
処分受託者 区間2)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	年月日	数量(及び単位)			
処分受託者 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄)	年月日	数量(及び単位)			
処分受託者 (区間3)	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄) 田	年月日 2024年8月1日	数量(及び単位)			
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 株式会社 富山環境整備	照合確認 A 2024年8月8日 B1 2024年8月9日 B2 2024年8月10日 B3 2024年8月11日 B4 2024年8月12日 B5 2024年8月13日 B6 2024年8月14日 B7 2024年8月15日					
備考/通信欄	〒 930-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3 (TEL) 076-469-5356						
(領替用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

2024/07/23 10:41:26

受付番号 : 30337313
 計量番号 : 345527

計量伝票

搬入日時 : 2024/07/23 09:32
 退出日時 : 2024/07/23 10:41

車番	1647	
----	------	--

顧客名	北陸電力株式会社
-----	----------

事業者名	北陸電力株式会社
------	----------

排出場所	尾添発電所
------	-------

運送会社	日本海環境サービス
------	-----------

廃棄物種類	廃P C B等	管理NO	2402053-AH01
-------	---------	------	--------------

総重量	20,410 Kg	増減	0.00 m
空車重量	9,210 Kg	容量(m)	0.00 m ³
	11,200 Kg	個数	0.00 個

運転手印	特記事項

株式会社富山環境整備

登録番号:T6230001002090
 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3
 TEL 076-469-5356 / FAX 076-469-5636



産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	2024年9月9日	交付番号	21622221165	整理番号		交付担当者	氏名 藤井 和樹	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 北陸電力株式会社 岐阜支店	住所 〒430-2233 電話番号 056(256)7521	名称 北陸電力株式会社 岐阜支店	所在地 〒430-2233 電話番号 056(256)7527				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input checked="" type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廉油 <input type="checkbox"/> 0400 塩酸 <input type="checkbox"/> 0500 鹿アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 原プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 肥料物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 泡立くず				<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7100 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7420 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 7422 指定下木汚泥 <input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)		数量(及び単位) トムラス 410kg	荷姿 ドラム缶
中間処理業者 最終処分業者					産業廃棄物の名称 PCB等		有害物質等 PCB	処分方法 焼却
中間処理 産業廃棄物							備考 通信欄	
中間処理業者 最終処分業者							水銀使用製品産業廃棄物 水銀含有ばいじん等 石綿含有産業廃棄物 特定産業廃棄物	
中間処理業者 最終処分業者							副課長 担当 平 24.8.29 山	
運搬受託者	氏名又は名称 日本海環境サービス(株)	住所 〒430-0845 電話番号 056-444-1000	名称 株式会社 富山環境整備	所在地 〒939-2638 電話番号 076-469-5356	電話番号			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備	住所 〒939-2638 電話番号 076-469-5356	名称	所在地	電話番号			
運営の受託	(受託者の氏名又は名称) 日本海環境サービス(株)	(運営担当者の氏名) 大庭 田	(受領欄) 大庭 田	数量(及び単位) 2024年8月29日				
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名) (株)富山環境整備 石田 敦史		(受領欄) 石田 敦史	2024年8月1日	2024年8月3日			
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 株式会社 富山環境整備 〒939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3 TEL 076-469-5356	(委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)				照合確認 A 2024年8月21日 B2 11年11月11日 D 11年11月11日	複数枚を提出します お手数ですが、 複数枚提出する場合は、 各枚に番号を記入して下さい	

2024/07/29 14:03:52

受付番号： 30337315
計量番号： 346914

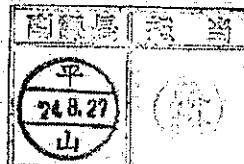
計量伝票

搬入日時：2024/07/29 13:29
退出日時：2024/07/29 14:03

車番	3981	
顧客名	北陸電力株式会社	
事業者名	北陸電力株式会社	
排出場所	尾添発電所	
運送会社	日本海環境サービス	
廃棄物種類	廃P C B等	管理NO 2402053-AH02
総重量	4,200 Kg	増減 0.00 m
空車重量	3,770 Kg	容量(m ³) 0.00 m ³
	(30) kg	個数 0.00 個

株式会社富山環境整備

登録番号:T6230001002090
〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3
TEL 076-469-6356 / FAX 076-469-5635



顧客確認印(署名)			
	課長	副課長	担当

工事報告書

整理No. P1/3

配布先	部数	尾添発電所 1Tr 課電洗浄の内 絶縁油入替他工事		発行	北陸電機製造株式会社 生産本部 静止機器部 大型変圧器課	
		期間	2024年7月18日 ~ 2024年7月26日		作成	2024年8月23日
		場所	北陸電力株式会社 尾添発電所	行	課長	現責
		工事関係者	北陸電力株式会社 手取水力センター 発電保守課 藤掛 樹 北陸電機製造㈱ 廣瀬 他 TANIX㈱ 片岡 海 他 日本通運㈱ 他		網水	廣瀬
		納入先	北陸電力株式会社 尾添発電所		製番	A2400980-06
工事内容						処理担当・期限
<p>1. 仕様 1Tr</p> <p>容量: 31600kVA 3φ 60Hz</p> <p>製造年: 1984年 製造番号: A21539T1</p> <p>製造者: 北陸電機製造㈱</p>						
<p>2. 作業内容</p> <p>7月18日</p> <ul style="list-style-type: none"> 天井クレーン 再荷重検査対応 発電所予備ランナを用い天井クレーン再荷重検査のため、運転・玉掛け実施 検査終了後、資機材配置箇所確保のため、組立室にある備付品等を整理する <p>7月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニック車にて敷設板敷設(2枚) 10t車1台にて機材搬入 天井クレーンにて荷下ろし・設置 <p>7月20日</p> <ul style="list-style-type: none"> 油処理対象箇所の油面・油温確認 表1参照 コンサベータ隔膜確認 表2参照 メガ測定 96Ry LOCK 本体用ブリーザ取り外し 変圧器真空引き弁に窒素置换用エアホースを接続 抜油の助勢作業 抜油中、変圧器内部に窒素を置换し湿気混入防止対策を実施 抜油終了後、変圧器内部を窒素にて加圧 北陸電機製造(株)により実施 						

~次項~

工事内容	処理担当・期限
7月23日	
・本体油漏り内部絶縁油残油を回収	
・新油タンクローリ搬入	
日本海環境サービス㈱殿により実施	
・本体真空注油	
・真空注油図(要領書5-2)のとおり各ホースを接続	
・真空ポンプを稼働し真空引き	表4参照
・注油用絶縁油の耐圧と酸価測定	表5参照
・真空注油を実施	
油温を確認し曲線鉄板貼付の下にて注油	表3参照
・真空注油作業完了後タンクローリ搬出	
7月24日	
・本体脱気循環	
・脱気循環図(要領書5-2)のとおり各ホースを接続	
・本体の絶縁油を脱気循環	表6参照
・循環後の耐圧と酸価測定	表5参照
・コンサベータ隔膜確認	表2参照
・ブリーザ取り付け	
・メガ測定	
7月25日	
・油処理対象箇所の油面・油温確認	表1参照
本体油面調整	表6参照
・96Ry ACT エア抜き	
・各所パッキン交換・コーティング・補修塗装	
・樹脂撤去・敷き鉄板撤去	
7月26日	
・運転確認	
～次項～	

工事内容		処理担当・期限
表1 作業前後の油温及び油面		判定基準:油面曲線内
変圧器本体		
作業前:油温	30°C	
油面	3.6	
作業後:油温	20°C	
油面	3.7	結果:良
表2 コンサベータ隔膜確認		判定基準:隙上への漏油の有無
変圧器本体		
作業前	漏油あり	
作業後	漏油あり	結果:否 少量の漏油ですがコンサベータ交換を推奨いたします
表3 注油		判定基準:油面曲線内
注油量(A)	133803	
直前底油量(B)	1302	
注油量(A)-(B)	132002	結果:良
表4 真空度		判定基準:注油中は13.3kPa±2kPaの範囲で調整
変圧器本体		
真空度	11.3kPa	結果:良
表5 絶縁油耐圧測定		判定基準:耐圧 50kV以上 酸価 0.2未満
タンクローリ分		
耐圧測定値	50kV以上	
酸価測定値	0.2未満	結果:良
表6 脱気循環量		本体油量 132002 × 2 循環以上
変圧器本体		
脱気循環量	264762	結果:良
現場検査項目(油面調整後)立会者と確認しました。		
7/24 絶縁抵抗測定(1次側:400MΩ, 判定値:22°C 200MΩ以上 2次側:2000MΩ, 判定値:22°C 400MΩ以上) 結果:良		
7/24 各油面、各温測定 コンサベータ油面3.7, 油温20°C 結果:良		
7/25 各機械式繼電器復帰確認(ブザー・チェックにて確認) 結果:良		
7/25 外観検査 結果:良		
7/25 絶縁耐力試験(商用周波耐力試験12:10~1, 9, 10分間 試験電圧:74kV, 11kV Vo無し, 77kV Vo無し) 結果:良		
以上		

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 駆 浩 殿

令和 7 年 6 月 30 日



届出者 T930-0858 ✓
 住 所 富山市牛島町 15-1 ✓
 氏 名 北陸電力株式会社 ✓
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 電話番号 076-441-2511 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 中宮発電所 ✓						
保管事業場の所在地	石川県白山市中宮才6番36 ✓						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓				電話番号	080-5107-2547	
保管の場所	事業場の住所と同じ ✓						

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		
	該当なし														

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 中宮発電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市中宮才6番36				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
① 20-009	①変圧器（トランス）	3500 KVA	④北陸電機製造(株)	油入自冷式	S59.6 (1984)	3,800L			1 台	14,800.0 kg	低濃度	P C B 濃度3.4mg/kg 2009.1.22中部近畿産業保安監督部長届出 2019.12.6 PCB含有電気工作物変更届 2019.11.19課電洗浄完了 Bsgに密閉の油区画あり、残ブッシング

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 駆 浩 殿

令和 7 年 6 月 30 日



届出者 T930-0858
 住 所 富山市牛島町 15-1
 氏 名 北陸電力株式会社
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 市原発電所				
保管事業場の所在地	石川県白山市市原本54番				
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				
保管の場所	事業場の住所と同じ				

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	閉い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 市原発電所				
所在事業場の所在地	石川県白山市市原ホ54番				
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547
所在の場所	事業場の所在地と同じ				

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
① 21-013	①変圧器（トランス）	1500 kVA	④北陸電機 製造(株)	油入自冷式	S52.7 (1977)	1,120L			1 台	4,750.0 kg	低濃度	P C B 濃度1.2mg/kg ✓ 2009.11.11中部近畿産業保安 監督部長届出 ✓

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重畳×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の鉄板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月30日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T930-8686
 住 所 富山市牛島町 15-1
 氏 名 北陸電力株式会社
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 鶴来発電所									
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1									
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547					
保管の場所	事業場の住所と同じ									

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
	該当なし														

(日本産業規格 A列4番)

*処理委託契約日よりも後の為、
登録の都合上、日付を修正済み。

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重畳×台数)				
(2) 21-009	①変圧器(トランス)	2500 kVA	④北陸電機 製造(株)	油入自冷式	S46.4 (1971)	1,650L	1 台	7,000.0 kg	低濃度	R5.8. R6.9.25	新たに保管	
(3) 36-013	⑥その他(ドラム缶)						9 缶	184.5 kg	低濃度	R5.8. R6.10.3	新たに保管	
36-013-61	⑦その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 台	1,546.0 kg	低濃度	R5.8. R6.10.3	新たに保管	21-009 絶縁油 36-013に分割

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重畳×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重畳×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
(2) 21-009	①変圧器(トランス)	2500 kVA	④北陸電機 製造(株)	油入自冷式	S46.4 (1971)	1,650L	1 台	5,820.0 kg	低濃度			R5.8.22	群桐工コロ(株)	R6.10.14 エコシステムNo. 15749306149 (重量合計: 5820kg) 5454kg→5820kg(実測による修正)
(3) 36-013	⑥その他(ドラム缶)						9 缶	184.5 kg	低濃度			R5.8.17	(株)富山環境整備	R6.9.26 エコシステムNo. 1538032021 (重量合計: 184.5kg)
36-013-61	⑦その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 台	1,546.0 kg	低濃度			R5.8.17	(株)富山環境整備	R6.10.2 エコシステムNo. 15737093207 (重量合計: 1546kg) 21-009 絶縁油

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター 鶴来発電所						
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1						
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				電話番号	080-5107-2547	
所在の場所							

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。



a 1 5 7 4 8 3 0 6 1 4 9 a

マニフェスト番号	15749306149	登録の状態	登録	引渡し日	2024/10/02	引渡し担当者	井上 裕義
		連絡番号1	076-255-5885	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社			排出事業場	名稱 手取水がセンター(鶴来発電所)		
住所	〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1			所在地	〒 920-2134 石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1		
電話番号	076-441-2511	加入者番号	1038523	電話番号	076-272-0048	数量	5520.000 kg
種類	7412000 PCB汚染物 (大分類名稱 特定有害産業廃棄物)			荷姿	バラ		
産業廃棄物	有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物			数量の確定者	処分業者		
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日立商事株式会社 住所 〒 101-8647 東京都千代田区神田和泉町2番地			運搬先の事業場	名稱 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27		
	電話番号	03-5801-1234	加入者番号	2006592	許可番号	001001	電話番号 0276-55-0500
	備考				運搬方法	車両	車両番号(排出)
	160032				有価物	5520.000 kg	運搬担当者 北陸東支店 高田壽夫
					有価物拾集量		運搬終了日 2024/10/03
					車両番号(収集運搬)	富山100き320	
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26			処分事業場	名稱 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27		
	電話番号	0276-55-0500	加入者番号	3013281	許可番号	158797	電話番号 0276-55-0500 処分方法 管理型埋立処分
	備考				報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日 2024/10/14 廃棄物受領日 2024/10/03
						処分担当者 梅澤 美香	
						受入日	5520.000 kg
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					最終処分完了日	2024/10/15
備考1							
備考2							
備考3							
備考4							
備考5							



計量証明書

計量証明事業群馬県登録第121号

電気抵抗線式ばかり

ひょう量60t 目量10kg No.CC16-3176-0

年月日	2024/10/03	時 刻	13:55
発行番号	2741	車番	320
業者名	0007 日本通運(株) 様		
品名	0001 PCB筐体		
補正	OKG	総重量	19,390kg G
		空車重量	13,570kg G
		正味重量	5,820kg
備考		差引重量	

群桐工コロ 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田町1番地
TEL 0276-59-5911
FAX 0276-59-5911

主任計量者 山口 博



a 1 5 7 3 8 0 3 2 0 2 1 a

マニフェスト番号	15738032021	登録の状態	登録	引渡し日	2024/09/24	引渡し担当者	井上 裕義
		連絡番号1	076-255-5885	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 [加入者番号] 1038523 種類 7412000 PCB汚染物 (大分類名: 特定有害廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 ドラム缶(PCB含有絶縁油運搬用) (電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)	排出事業場	名称 手取リサイクルセンター(株式会社) 所在地 〒 920-2134 石川県白山市鶴来水戸町ヤ36番1 電話番号 076-272-0048 数量 205,000.kg 荷容 10ドラム缶 数量の確定者 処分業者				
産業廃棄物 中間処理 産業廃棄物							
最終処分場所 (予定)	所在地 (名称 [電話番号]) 委託契約書記載のとおり	運搬先の事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356				
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 日本エヌジーアールスリーリミテッド 住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号 電話番号 076-444-6800 [加入者番号] 2011814 [許可番号] 000302 備考	運搬方法	車両 車両番号(排出) 1845001kg 有価物拾集量 204,500kg 車両番号(収集運搬) 富山100す99-84				
処分業者	氏名又は名称 株式会社富山環境整備 住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 [加入者番号] 3001433 [許可番号] 006802 備考	処分事業場	電話番号 076-469-5356 [処分方法] 焼却 報告区分 処分(中間)+最終 処分終了日 2024/09/26 麻薬物受領日 2024/09/24 処分担当者 石田 敏史 支払 9,000円/台 最初処分完了日 2024/09/27				
最終処分の場所 (実績)	所在地 (名称 [電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷字大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)						
備考1	205,000kg×10缶=2,050,000kg						
備考2							
備考3	205,000kg×9缶=1,845,000kg						
備考4							
備考5							



マニフェスト番号	15737093207	登録の状態	登録	引渡し日	2024/09/24	引渡し担当者	井上 裕義
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523 種類 7412000 PCB汚染物 (大分類名稱 特定有害産業廃棄物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 絶縁油			連絡番号1	076-255-5885	連絡番号2	
産業廃棄物				連絡番号3		数量	1485.000 kg 荷姿 10ドラム缶
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)			電話番号	076-272-0048	数量の確定者	処分業者
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり			運搬先の事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356		
収集運搬業者 区間1	住所 〒 930-0848 富山県富山市久方町2番54号 電話番号 076-444-6800 加入者番号 2011814 許可番号 000302 備考			運搬方法	車両	車両番号(排出)	運搬担当者 赤井 和之
					有価物拾集量		草薙番号(収集運搬) 富山100す99-84
処分業者	住所 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 加入者番号 3001433 許可番号 006802 備考			処分事業場	名称 株式会社富山環境整備 所在地 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3番地3 電話番号 076-469-5356 廃棄物受領日 2024/09/24 処分方法 速断型埋立処分		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷宇大谷1005-24他206筆(株式会社 富山環境整備)			報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	処分担当者 石田 敏史
備考1	想定:1650リットル×比重0.9=1485kg			備考2			
備考3				備考4			
備考5							

2024/09/24 14:47:44

受付番号：30354989
計量番号：358359

計量伝票

搬入日時：2024/09/24 14:16
退出日時：2024/09/24 14:47

車番	9984	
顧客名	北陸電力株式会社	
事業者名	北陸電力株式会社	
排出場所	鶴来発電所	
運送会社	日本海環境サービス	
廃棄物種類	廃P C B等	管理NO 2301864-AH01
総重量	5,700 Kg	増減 0.00 m
空車重量	3,970 Kg	容量(m ³) 0.00 m ³
実重量	1,730 Kg	個数 0.00 個

運転手印	特記事項
赤井和江	

株式会社富山環境整備

登録番号:T6230001002090
〒 939-2638 富山県富山市婦中町吉谷3-3
TEL.076-469-5356 / FAX.076-469-5635

ドラム缶20.5kg ×9台 → 184.5kg
絶縁油 → 1546.0kg

合計 184.5 + 1546.0 = 1730.5 → 1730kg

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 4月 10日

石川県知事

殿



届出者 〒920-2121
 住 所 石川県白山市鶴来本町1丁目ワ111
 氏 名 株式会社 マルエー
 代表取締役社長 山本一郎
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-272-0152

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	マルエー井口店（ショッピングセンターコア）			
保管事業場の所在地	石川県白山市井口町53-1			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山本 壮一郎			電話番号 076-272-0152
保管の場所	石川県白山市井口町53-1			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当無し															

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	マルエー井口店（ショッピングセンターコア）		
所在事業場の所在地	石川県白山市井口町53-1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	山本 壮一郎	電話番号	076-272-0152
所在の場所	石川県白山市井口町53-1		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
29-1	高圧コンデンサ	75KVA	東芝	BRTR-A6T2R	1983年	無し			1	30kg	低濃度	
29-2	高圧コンデンサ	75KVA	東芝	BRTR-A6T2R	1983年	無し			1	30kg	低濃度	
29-3	高圧コンデンサ	75KVA	東芝	BRTR-A6T2R	1983年	無し						

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当無し											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入する

こと。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年5月30日

石川県知事

殿



届出者 *T924-0865*
住 所 白山市倉光二丁目1番地
氏 名 白山市長 田村 敏和
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-274-9529 (長寿介護課)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	老人福祉センター 緑寿荘		
保管事業場の所在地	白山市平加町又132-1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	課長補佐 井海 之傑	電話番号	076-274-9529
保管の場所	白山市倉光二丁目1番地（白山市役所）		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 06-001	蛍光灯用安定器	110W	東芝電材 株式会社	FRH-961 16B		FMA		4個		低濃度	プラスチック容器	囲い有、 掲示有	分別	なし		コンデンサ 外付け型

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
06-001	蛍光灯用安定器	110W	東芝電材 株式会社	FRH-96116B		FMA	4個		低濃度	R6. 6. 4	新規発見	コンデンサ外付 け型

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和年四月二日

石川県知事 殿



届出者 T924-0052
住 所 石川県白山市源兵島町1002番地
氏 名 北陸メイトー乳業株式会社 ✓
佐藤千春 ✓
電話番号 076-277-1311 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸メイトー乳業株式会社		
所在事業場の所在地	石川県白山市源兵島町1002		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	施設課 渡邊将夫	電話番号	076-277-1311
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
28-1	変圧器	200KVA	北陸電気機械	FH75-T5-200SX	S55 (1980)	不燃油	令和8年1月		1	875kg	低濃度	PCB濃度 1.2 mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 9 日

石川県知事

殷



届出者 T924-2374
住 所 石川県白山市倉光二丁目 1番地
氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)
電話番号 076-276-1111(代)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	松任海浜公園		
所在事業場の所在地	石川県白山市相川町地内		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課長 源田 裕久	電話番号	076-274-9560
所在の場所	石川県白山市倉光二丁目1番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
29-001	変圧器(トランス)	150 KVA	北陸電機 製造(株)	FHC-E0	(1993)H5	不燃(性) 油	R8.3	未調整	1 台	505.0 kg	低濃度	※3.8mg/ kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月10日

石川県知事

殿



届出者 T924-0855

住所 石川県白山市水島町333番地1 ✓

氏名 株式会社 北紙 ✓

(法人にあっては代表者の氏名) 代表取締役 島畑 朝美 ✓

電話番号 (076) 277-1313 ✓



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について ✓

保管事業場の名称	株式会社 北紙 ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市水島町993番地1 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	工場長 星野啓一 ✓	電話番号	(076) 277-8111 ✓
保管の場所	石川県白山市水島町993番地1 ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定期限 年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 30-001 ✓	1Φ変圧器 ✓	20 kVA ✓	三菱電機 ✓	SF形1種 ✓	1983年 ✓	G480690 ✓		1 台 ✓	107 kg ✓	低濃度 ✓	なし ✓	有 ✓	分別 ✓	なし ✓		
② 30-002 ✓	3Φ変圧器 ✓	100 kVA ✓	三菱電機 ✓	RA-T ✓	1983年 ✓	G200908 ✓		1 台 ✓	365 kg ✓	低濃度 ✓	なし ✓	有 ✓	分別 ✓	なし ✓		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 9 日

石川県知事 殿



届出者 石川県白山市倉光二丁目1番地
住 所 ✓
氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)

電話番号 076-276-1111(代)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名		電話番号	
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
										白山市副市長 横川 祐志			

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	松任総合運動公園
所在事業場の所在地	石川県白山市倉光四丁目地内
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課長 源田 裕久
所在の場所、	石川県白山市倉光二丁目1番地

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
30-001	変圧器（トランス）	30 KVA	三菱電機 株式会社	SF-1	S60 不明 (1985)	その他	R7. 10	協議中	1 台	146 kg	低濃度	PCB濃度 16mmg/kg
29-001	変圧器（トランス）	150 KVA	三菱電機 株式会社	RA-T	S60 不明 (1985)	その他	R7. 10	協議中	1 台	485 kg	低濃度	PCB濃度 44mmg/kg

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

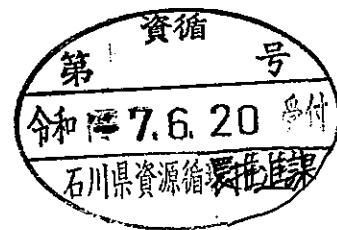
(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月17日

都道府県知事
(市長)

殿



届出者 〒924-0865
 住 所 石川県白山市倉光10丁目11番地
 有限会社シー・アイ・ディ企画 ✓
 氏 名 代表取締役 桶屋 昌浩 ✓
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-275-3065 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社シー・アイ・ディ企画		
保管事業場の所在地	石川県白山市倉光10丁目11番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 桶屋 昌浩	電話番号	076-275-3065
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
28-001	変圧器（トランジス）	10 kVA	北陸電機製造(株)	QK	1973			2 個	105 kg	低濃度	なし	無し、掲示板無し	分別	無し	未定	
28-002	変圧器（トランジス）	30 kVA	北陸電機製造(株)	TVK	1973			2 個	245 kg	低濃度	なし	無し、掲示無し	分別	無し		

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称							
所在事業場の所在地							
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名					電話番号		
所在の場所							

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				



③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 9 日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0865
住 所 石川県白山市倉光二丁目1番地
氏 名 白山市長 田村 敏和
(公印省略)
電話番号 076-276-1111(代)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	若宮公園（処分済）
保管事業場の所在地	石川県白山市布市二丁目地内
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	建設部公園緑地課
保管の場所	同公園敷地内

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
① 30-001	変圧器(トランス)	20 KVA	三菱電機株式会社	SF-1	S59 (1984)	その他	1 台	107.0 kg	低濃度			R6. 3. 27	(株)富士クリーン	R6. 5. 11
② 30-002	変圧器(トランス)	50 KVA	三菱電機株式会社	RA	S59 (1984)	その他	1 台	235.0 kg	低濃度			R6. 3. 27	(株)富士クリーン	R6. 5. 11

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

付年月日	平成 4 年 4 月 24 日	交付番号	28102508493	整理番号		氏名	久木 大介
事業者 (排出者)	氏名又は名称 白山市長				名称	産業廃棄物	
住所	〒924-8688 電話番号 076-276-1111 石川県白山市倉光2丁目1番地				所在地	〒924-8688 電話番号 石川県白山市布市2丁目境内	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	荷姿			
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廢油	<input type="checkbox"/> 7426 燃えがら(有害)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器(アクリル)	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廢油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廉油(有害)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)	産業廃棄物の名称 鉛酸廃PCB汚染機器		
	<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廉酸(有害)	有害物質等		
	<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廉アルカリ(有害)	処分方法		
	<input type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)	<input checked="" type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廉水銀等	備考: 通信欄		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廉石綿等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物		
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 損害廃棄物	<input type="checkbox"/> 7422 指定水汚泥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等			
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物			
間処理 業廃棄物	管理者交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり							
<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
終処分場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり						
<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		名前	株式会社富士クリーン 埼玉施設			
住所	〒761-2204	電話番号	087-878-3111	所在地	〒761-2206	電話番号	087-878-3611
香川県綾歌郡綾川町山田下2934-1 香川県綾歌郡綾川町西分子山ノ上乙754-1							
処分受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		名前				
住所	〒761-2204	電話番号	087-878-3111	所在地	〒	電話番号	
香川県綾歌郡綾川町山田下2934-1							
取扱受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	株式会社富士クリーン	受領者印	年4月21日	年4月21日	数量(及び単位)	
分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	株式会社富士クリーン	受領者印	年5月11日	年5月11日	数量(及び単位)	
終処分を った場所	名称/所在地/電話番号 株富士クリーン 中間処理施設 761-2206 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分子山ノ上乙754-1		荷姿	年 月 日			
直行用)	発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会						

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

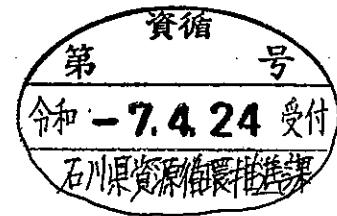
（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 4月 22日

石川県知事

殿



届出者 T92/-8011

住所 石川県金沢市入江2丁目171番地

氏名 立野石材株式会社 代表取締役 番作 一之

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 076-291-8800 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			電話番号
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	立野石材株式会社 松任店		
所在事業場の所在地	石川県白山市徳丸町182		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	代表取締役	番作 一之	電話番号 076-275-1012
所在の場所	同上		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量(1台当たり重量×台数)		
31-001	変圧器（トランス）	50kVA	大阪変圧器	TOSWI	1974.4		未定	工事業者と検討中	1台	274kg	低濃度	23mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

備考

- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
- 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
- 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
- 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
- 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
- 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
- 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
- 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
- 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
- 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
1. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
2. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
3. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
4. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
5. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

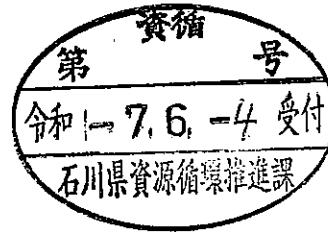
（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

7年 4月 20日

石川県知事

殿



届出者 *〒921-8043*
住所 石川県金沢市西泉1丁目66番地1
氏名 ニューハウス工業株式会社
代表取締役社長 村上哲也
電話番号 076-244-9120 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			電話番号
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定期 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	匂い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	ニューハウス工業株式会社 石川工場		
所在事業場の所在地	石川県白山市水島町860番地1		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川工場 工場長 佐野隆志	電話番号	076-277-1555
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量(1台当たり重量×台数)		
30-001	① 変圧器	50KVA	②東京芝浦電気	PS6-K3	1976				1	230kg	低濃度	970mg/kg
30-002	① 変圧器	30KVA	⑮松下電器	SNF-P00	1970				1	190kg	低濃度	55mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年5月13日

石川県知事

殿



届出者 T921-8043 ✓
 住 所 石川県金沢市西泉一丁目66番地1
 氏 名 ニューハウス工業株式会社 ✓
 代表取締役 村上 哲也 ✓
 電話番号 076-244-9120 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	ニューハウス工業株式会社 石川工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市水島町860番地1		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	管理部長 下谷 三郎	電話番号	076-244-9126
保管の場所	石川県白山市水島町860番地1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		
(3) ※ (4)	変圧器（トランス）	200 KVA	富士機器（株）	FHB-S0	1987年	不明	2025/中	1 台	525.0 kg	不明	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中
	変圧器（トランス）	200 KVA	富士機器（株）	FHB-S0	1987年	不明	2025/中	1 台	490.0 kg	不明	なし	囲い有、掲示有	分別	なし	調整中

※上記の2台は、本社所有分との事。

(日本産業規格 A列4番)

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



令和 7 年 3 月 31 日

7924-0011

届出者
住 所
氏 名石川県白山市横江町1503
株式会社金沢中央発条工業
代表取締役 中村重貴(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-276-3535

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	金沢中央発条工業株式会社		
保管事業場の所在地	石川県白山市横江町1503番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役社長 中村重貴		電話番号 076-276-3535
保管の場所	石川県白山市横江町1503番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等の有無		
1-001	変圧器（トランジス）	50 KVA	松下電器産業㈱	SNF-P00	1975年	不明		1 台	262.0 kg	低濃度	金属製箱	囲い有、掲示無	分別	なし		

①

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
1-001	変圧器(トランス)	50 KVA	松下電器産業㈱	SNF-P00	1975年	不明	1 台	262.0 kg	低濃度	1992年	PCB検査で判明	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 殿



届出者 〒920-2104 白山市月橋町722番地12
 医療法人社団 新村病院
 住 所 理事長 新村篤史
 氏 名 TEL(076)273-0100 FAX(076)273-0019
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

令和7年6月30日

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			電話番号
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定期 年月	量		濃度 区分	保管の状況				処分業者との 調整状況	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の 性状	固い等 の有無	分別・ 混在の別	漏れ等の おそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	医療法人社団 新村病院		
所在事業場の所在地	〒920-2104 白山市月橋町722番地12		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	TEL(076)273-0100 FAX(076)273-0219
所在の場所	〒920-2104 白山市月橋町722番地12		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量(1台当たり重量×台数)		
①	03-001 変圧器 (トランス)	100kVA	三菱電機	SFT	1984	不明			1	300kg	低濃度	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月30日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0004 ✓
 住 所 石川県白山市旭丘3丁目13番地
 氏 名 株式会社 グリーン工機 ✓
 代表取締役 川岸 誠二 ✓
 電話番号 076-275-5477 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和3年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			電話番号
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社 グリーン工機		
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘3丁目13番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	代表取締役	川岸 誠二	電話番号 076-275-5477
所在の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
32-001	変圧器(トランス)	20 KVA	東山電器 株	製造番号 101690	S62 (1967)	その他	未定	未実施	1 台	148.0 kg	低濃度	18mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ボリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 8 月 23 日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0051 ✓
住所 石川県白山市福留町263-1
氏名 山下 哲也
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-277-2234 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	有限会社 山下鉄工所
保管事業場の所在地	石川県白山市福留町263-1
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	山下 哲也
保管の場所	

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(2) 程度に基づき、会員

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考** 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
の規定 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物についてでは記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△ng/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 〒930-0858
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏 名 北陸電力送配電株式会社
 代表取締役社長 棚田 一也
 電話番号 076-441-2512

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広	電話番号	076-233-8854
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 17-102	②その他PCBを含む油(コンミ油)						R7	1 缶	57.2 kg	不明	ドラム缶(200L)	固い有、掲示有	分別	なし	未定	P C B 濃度不明 内容物27.19kg+容器30kg
② 31-101	②ウエス						R7	1 台	30.4 kg	不明	ドラム缶(200L)	固い有、掲示有	分別	なし	未定	P C B 濃度不検出 内容物0.4kg+容器30kg

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重畳×台数)				
①に含む	17-102-61 ②その他PCBを含む油(コタミ油)							1.0 kg	不明	R6.11.7	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管
②に含む	31-101-61 ②ウエス							0.4 kg	不明	R6.11.7	新たに保管	P C B 濃度不明 31-101に保管

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重畳×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重畳×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター					
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地4の4					
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広			電話番号	076-233-8854	
所在の場所	事業場の所在地と同じ					

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重畳×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重畳×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること
 （例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター						
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広				電話番号	076-233-8854	
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
17-102	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
17-102-11	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							13.8 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管 15.3L
17-102-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							7.5 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管 8.35L
17-102-31	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.5 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管 1.64L
17-102-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							2.0 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管 2.2L
17-102-51	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.4 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管 1.6L
17-102-61	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							1.0 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 17-102に保管

合計 57.2 kg

31-101

内訳表 (2)

保管事業場の名称	北陸電力送配電株式会社 石川支社 金沢電力部 手取水力センター						
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地4の4						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	石川支社 技術担当(電力保安担当) 池田 尚広				電話番号	076-233-8854	
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
31-101	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
31-101-11	ウエス							17.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-21	ウエス							6.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-31	ウエス							1.0 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-41	ウエス							0.7 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101-51	ウエス							0.5 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管
31-101	ウエス							-25.2 kg	不明	移替	PCB濃度不明 35-017(北金沢)に移替
31-101-61	ウエス							0.4 kg	不明	新たに保管	PCB濃度不明 31-101に保管

合計 30.4 kg ✓

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 10 日

石川県知事

殷



届出者 千九百二十四年四月一日
住所 石川県白山市旭丘1丁目10番地
氏名 株式会社朝日電機製作所
代表取締役 砂崎友宏
電話番号 076-274-2525

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項(法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第1工場
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目11番地
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	取締役本部長 英 良和
保管の場所	石川県白山市旭丘1丁目11番地

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重積×台数)	濃度区分	容器の性状	閉い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
1	変圧器(トランジスタ)	75 KVA	東芝	HCTR-S4	1985年	-	未定	1 台	295.0 kg	不明	金属製箱	閉い有、掲示有	分別	なし	未分析のため処理に用しても未定	
2	変圧器(トランジスタ)	30 KVA	東芝	PSG-K7	1985年	-	未定	1 台	140.0 kg	不明	金属製箱	閉い有、掲示有	分別	なし	未分析のため処理に用しても未定	

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

保管事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第1工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目11番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	取締役本部長 英 良和	電話番号	076-274-2525
保管の場所	石川県白山市旭丘1丁目11番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
1	コンデンサー (3kg以上)	30 kvar	東芝	BRTR-A6J2R	1985年		未定	未定	1 台	14.0 kg	不明	

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1.6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1.7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1.8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1.9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2.0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2.1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2.2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2.3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1.8号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2.4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2.5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2.6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2.7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2.8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 6 年 6 月 10 日

石川県知事

殿



届出者 T-924-0004
住所 石川県白山市旭丘1丁目10番地 ✓
氏名 株式会社朝日電機製作所 ✓
代表取締役 砂崎友宏 ✓
電話番号 076-274-2525 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第3工場 ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目10番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	取締役本部長 英 良和 ✓	電話番号	076-274-2525 ✓
保管の場所	石川県白山市旭丘1丁目10番地 ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社朝日電機製作所 第3工場		
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘1丁目11番地		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	取締役本部長 英 良和	電話番号	076-274-2525
所在の場所	石川県白山市旭丘1丁目11番地		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (kgあたり重量×台数)		
キ7	コンデンサー(3kg以上)	30 kvar	指月電機製作所	LV-4	1986年		未定	未定	1 台	15.0 kg	不明	

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号(平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001)を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること(例：不燃性油)。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例：「ドラム缶」、「なし」)。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月3日

石川県知事

殿



届出者 〒924-8522
 住 所 白山市旭丘1丁目12番地 ✓
 氏 名 富士工業株式会社 ✓
 代表取締役社長 酒井 謙至 ✓
 電話番号 076-275-0211 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	富士工業株式会社 ✓		
保管事業場の所在地	白山市旭丘1丁目12番地 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役社長 酒井 謙至 ✓		電話番号 076-275-0211 ✓
保管の場所	白山市旭丘1丁目12番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 22-1	変圧器（トランジス）	150 KVA	三菱電機 ㈱	SF-T	1984年		未定	1 台		低濃度	金属製箱	囲い無、掲示無	混在	なし	北陸電気工事㈱ へ依頼時期 令和7年8月予定	
③ 22-2	変圧器（トランジス）	300 KVA	三菱電機 ㈱	PA-T	1976年		未定	1 台		低濃度	金属製箱	囲い無、掲示無	混在	なし	北陸電気工事㈱ へ依頼時期 令和7年8月予定	

(日本工業規格 A列4番)

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



2025年 4月 15日

届出者 〒534-0024
 住 所 大阪市都島区東野田町4-15-82
 氏 名 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 北村 亮太
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 06-6490-4543

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	NTT西日本 鶴来電話交換所		
保管事業場の所在地	〒920-2121 石川県白山市鶴来本町4丁目41		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	ネットワークデザイン部 ネットワーク高度化部門 ネットワーク基盤担当 川島 龍太郎	電話番号	06-6490-4543
保管の場所	NTT西日本 鶴来電話交換所 2階 機械室		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。

15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 7 月 28 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 T920-8580
住所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
氏名 石川県知事 駆 浩
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-273-1305 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川県手取川水道事務所		
保管事業場の所在地	石川県白山市白山町336番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	担当課長兼水質第二係長 上城 昭夫	電話番号	076-273-1305
保管の場所	石川県白山市白山町336番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
4-007	蛍光灯用安定器	40 W	東芝電材	FRH-40119B-MT	1979			2 台	4.0 kg	高濃度	ペール缶	囲い有、掲示有	分別	なし	JESCO調整済
															高濃度とみなして処分

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
6-001	コンデンサー(3kg以上)	30 kvar	ニチコン	AF662300KX A0968	1978		2 台	46.0 kg	低濃度			
6-002	コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	400 μF- 230VAC	不明		4 台	6.4 kg	低濃度			
6-003	コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	400 μF- 260V	不明		3 台	4.8 kg	低濃度			
6-004	コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	100 μF- 260V	不明		1 台	0.4 kg	低濃度			
6-005	コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	20 μF-260V	不明		1 台	0.3 kg	低濃度			
6-006	コンデンサー(3kg以上)	50 kvar	日新電機	PET-CK	1987		1 台	30.0 kg	低濃度			
6-007	コンデンサー(3kg以上)	75 kvar	ニチコン	EB90122ITX 01219	1988		16 台	400.0 kg	低濃度			
6-008	コンデンサー(3kg未満)	75 kvar	ニチコン	LSS2W522TS MBZN	不明		14 台	28.0 kg	低濃度			
6-009	コンデンサー(3kg以上)	100 kvar	ニチコン	SH-B	1988		3 台	105.0 kg	低濃度			

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)	濃度区分	処分 年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託 年月日		
⑨	6-001 コンデンサー(3kg以上)	30 kvar	ニチコン	AF66230 OKXA096 8	1978		2 台	46.0 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑩	6-002 コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	400μF- 230VAC	不明		4 台	6.4 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑪	6-003 コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	400μF- 260V	不明		3 台	4.8 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑫	6-004 コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	100μF- 260V	不明		1 台	0.4 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑬	6-005 コンデンサー(3kg未満)	30 kvar	マルコン	20μF- 260V	不明		1 台	0.3 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑭	6-006 コンデンサー(3kg以上)	50 kvar	日新電機	PET-CK	1987		1 台	30.0 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑮	6-007 コンデンサー(3kg以上)	75 kvar	ニチコン	EB9012Z 1TX0121 9	1988		16 台	400.0 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑯	6-008 コンデンサー(3kg未満)	75 kvar	ニチコン	LSS2W52 2TSMBZN	不明		14 台	28.0 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16
⑰	6-009 コンデンサー(3kg以上)	100 kvar	ニチコン	SH-B	1988		3 台	105.0 kg	低濃度			2024.9.6	(株)富士クリー ン	2025.1.16

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。)

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

交付年月日		交付番号	整理番号	氏名		
令和 6 年 12 月 20 日		51482047805				
事 業 者 (排 出 者)	氏名又は名称 石川県		送水管理分室			
	住所 〒 920-8580 電話番号 石川県金沢市鞍月1丁目1番地		所在地 〒 929-0346 電話番号 石川県河北郡津幡町宇太田地区			
産 業 廃 棄 物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器等 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 強酸 <input type="checkbox"/> 2100 強アルカリ <input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 2300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2400 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2500 混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 2600 水銀使用製品廃棄物		数量(及び単位) ✓ 15 台	荷姿 機体
					産業廃棄物の名称 低濃度 PCB 汚染物	
					有害物質等 PCB	処分方法 焼却
					備考・通信欄 コンデンサ ✓	
	中間処理業者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)					
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
	最終処分の場所					
	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり					
	運 搬 受 託 者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		名称 株式会社富士クリーン 焼却施設		
		住所 〒 761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1		所在地 〒 761-2206 電話番号 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分辛山ノ上乙754-1		
	処 分 受 託 者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		名称		
		住所 〒 761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1		所在地		電話番号
	受 託 者 (運 搬 担 当 者)	受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	株式会社富士クリーン 神内廉介	受領欄 終了年月日	令和 6 年 12 月 21 日	数量(及び単位) 荷物荷量
受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名		株式会社富士クリーン 神内廉介	受領欄 終了年月日	令和 7 年 1 月 16 日	最終処分 終了年月日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)					
	株式会社富士クリーン 焼却施設 〒761-2206 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分辛山ノ上乙754番1					
(直行用)		照合確認	令和 年 月 日			
		令和 年 月 日				
		令和 年 月 日				

直行用 産業廃棄物管理票(統一マニフェスト) D票

交付年月日 令和6年12月26日	交付番号 37482047805	整理番号	交付担当者 氏名								
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県	名称 送水管理分室									
	住所 〒 920-8580 電話番号 石川県金沢市駒月1丁目1番地	所在地 〒 928-0345 電話番号 石川県河北郡津幡町字木田地区									
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位) 45 台 荷姿 機体	産業廃棄物の名称 低濃度P C B汚染物	有害物質等 P C B	処分方法 焼却					
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず					<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input checked="" type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず					<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input checked="" type="checkbox"/> 1400 鉛さい					<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 廃泥(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input checked="" type="checkbox"/> 1500 がれき類					<input type="checkbox"/> 7100 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿					<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体					<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ぱいじん					<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物					<input type="checkbox"/> 7410 P C B等				
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物					<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等				
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 5000 混合廃棄物					<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥				
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 6000 機械用製品廃棄物					<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)				
	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)										
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり										
最終処分の場所											
名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり											
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		運搬受託者の責任 の取扱い方	名称 株式会社富士クリーン 焼却施設							
	住所 〒 761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1			所在地 〒 761-2206 電話番号 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754-1							
処分受託者	氏名又は名称 株式会社富士クリーン		処分受託者の責任 の取扱い方	名称							
	住所 〒 761-2204 電話番号 087-878-3111 香川県綾歌郡綾川町山田下2994-1			所在地 電話番号							
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	株式会社富士クリーン 伊藤 幸一	運搬 終了年月日 令和6年12月27日	数量(及び単位) 荷物重量 44kg	令和年月日						
処分の受託	受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名	株式会社富士クリーン 神内康介	処分 終了年月日 令和7年1月16日	数量(及び単位) 荷物重量 16kg	令和年月日						
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 株式会社富士クリーン 焼却施設 〒 761-2206 087-878-3511 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754番1			照合確認 印	令和年月日						
(直行用)			COWCOOS マニフェスト販売センター			令和年月日					

処分業者 → 排出事業者

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 6月 23日

石川県知事

殿



届出者 〒929-0201
住所 石川県白山市鹿島町1号9番地9
氏名 大和紡績株式会社 美川工場
工場長 弓場 謙一
電話番号 076-278-7820

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	大和紡績株式会社 美川工場		
保管事業場の所在地	石川県白山市鹿島町1号9番地9 (<u>〒929-0201</u>)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	大石 一司	電話番号	076-278-7820
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	無															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	無											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	無												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
① 1	6-01 低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973.4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	R7.1.27	(株)富山環境整備	R7.3.4	3.4mg/kg (株)トレイス
② 2	6-02 低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973.4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	R7.1.27	(株)富山環境整備	R7.3.4	3.3mg/kg (株)トレイス
③ 3	6-03 低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973.4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	R7.1.27	(株)富山環境整備	R7.3.4	2.8mg/kg (株)トレイス

(4)	6-04	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 6mg/kg (株)トレイス
(5)	6-05	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 3mg/kg (株)トレイス
(6)	6-06	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 3mg/kg (株)トレイス
(7)	6-07	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 1mg/kg (株)トレイス
(8)	6-08	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 3mg/kg (株)トレイス
(9)	6-09	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 3mg/kg (株)トレイス
(10)	6-10	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 5mg/kg (株)トレイス
(11)	6-11	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 2mg/kg (株)トレイス
(12)	6-12	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 6mg/kg (株)トレイス
(13)	6-13	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	5. 6mg/kg (株)トレイス
(14)	6-14	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	6. 8mg/kg (株)トレイス
(15)	6-15	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 7mg/kg (株)トレイス
(16)	6-16	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 8mg/kg (株)トレイス
(17)	6-17	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	-	-	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	4. 1mg/kg (株)トレイス

(18)	6-18	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	4. 0mg/kg (株)トレイス
(19)	6-19	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	4. 2mg/kg (株)トレイス
(20)	6-20	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	1. 7mg/kg (株)トレイス
(21)	6-21	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 1mg/kg (株)トレイス
(22)	6-22	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 5	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	2. 6mg/kg (株)トレイス
(23)	6-23	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 8mg/kg (株)トレイス
(24)	6-24	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NFB-D36 E3RPW	1973. 4	その他(MP式湿式)	1台	18kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	1. 6mg/kg (株)トレイス
(25)	6-25	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NCB-V38 E3RPW	1972. 11	その他(MP式湿式)	1台	28kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	3. 8mg/kg (株)トレイス
(26)	6-26	低圧コンデンサー	25KVA	日本コンデンサ工業(株)	NCB-V38 E3RPW	1972. 11	その他(MP式湿式)	1台	28kg	低濃度	—	—	R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	4. 0mg/kg (株)トレイス
(27)	6-27	その他PCBを含む油						1式	1kg未満	低濃度			R7. 1. 27	(株) 富山環境整備	R7. 3. 4	サンプリング検体

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名		電話番号	

所在の場所

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

	無										
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

（第5面）

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用

- 製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

本伝票はノーカーボン紙、7枚複写です。強めにお書き下さい。

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

《直行用》

AS-1マニフェスト販売センター

直行用 産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）D票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

(直行用)

AS-1ミニフェスティ販賣センター

直行用 産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）B2票 本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日	2025年1月27日	交付番号	80159009313	整理番号	98	氏名	大石 一司		
事業者 排出業者	氏名又は名称 大和紡績株式会社 美川工場 住所 〒 929-0201 電話番号 076-278-7820 石川県白山市鹿島町1号9番地9		事業場	名称 大和紡績株式会社 美川工場 所在地 〒 929-0201 電話番号 076-278-7820 石川県白山市鹿島町1号9番地9					
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	鋼製容器 27ヶ		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)					
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				有害物質等 PCB PCB等・低濃度PCB廃棄物 PCB 焼却	特定産業廃棄物 石綿含有産業廃棄物 水銀含有ばいじん等 水銀使用製品産業廃棄物 PCB露電機器 PCB汚染物 PCB絶縁油 (車番)富山130か8501			
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり	*****							
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり								
	最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号							
		<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり							
		<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
		氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		運搬先の事業場			名称 株式会社 富山環境整備		
		住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3					所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3		
		氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		積 又 替 は 保管			名称 *****		
		住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3					所在地 〒 ***** 電話番号 *****		
運搬の受託		受託者の氏名又は名前 運搬担当者の氏名	受領欄	吉川	運搬終了年月日	2025年1月27日	数量(及び単位)		
		受託者の氏名又は名前 処分担当者の氏名	受領欄	処分終了年月日	年月日	最終処分終了年月日	年月日		
処分の受託		名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)	照合確認	年 月 日					
最終処分を行った場所		照合確認	年 月 日						
		照合確認	年 月 日						

(直行用)

AS-1マニフェスト販売センター

運搬業者→排出事業者

B2票

直行用 産業廃棄物管理票（統一マニフェスト）A票

本伝票はノーカーボン紙・7枚複写です。強めにお書き下さい。

交付年月日	2025年1月27日	交付番号	80159009313	整理番号		交付担当者	氏名 大石一司	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 大和紡績株式会社 美川工場 住所 〒 929-0201 電話番号 076-278-7820 石川県白山市鹿島町1号9番地9		事業場 (排出事業場)	名称 大和紡績株式会社 美川工場 所在地 〒 929-0201 電話番号 076-278-7820 石川県白山市鹿島町1号9番地9				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 鉛さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2100 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 2300 強酸 <input type="checkbox"/> 2400 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 2500 混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 2600 指定下水污泥 <input type="checkbox"/> 2700 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 2800 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 2900 廃油 <input type="checkbox"/> 3000 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 3100 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 3200 廃酸 <input type="checkbox"/> 3300 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 3400 鉛さい(有害)		数量(及び単位)	荷姿		
					27ヶ	鋼製容器		
					産業廃棄物の名称 PCB等・低濃度PCB廃棄物			
					有害物質等	処分方法		
					PCB	焼却		
					<input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物			
	中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)				<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり * * * * * * * * * * * * * * * *		
	最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号				<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり		
	運搬受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		運搬先の事業場	名称 株式会社 富山環境整備			
		住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社 富山環境整備		積み 又 替 は 保管	名称 * * * * * * * * * * * * * * * *				
	住所 〒 939-2638 電話番号 076-469-5356 富山市婦中町吉谷3-3			所在地 〒 * * * * * * * * * * * * * * * *				
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 運搬担当者の氏名	株式会社 富山環境整備	受領欄	運搬終了年月日		有価物拾集量	数量(及び単位)	
処分の受託	受託者の氏名又は名称 処分担当者の氏名		受領欄	処分終了年月日		最終処分終了年月日	年月日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号				(委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号)			
(直行用)								

〈直行用〉

AS-1マニフェスト販売センター

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月28日

石川県知事
馳 浩 殿

届出者 〒939-0135
 住 所 富山県高岡市福岡町本領1053-1
 氏 名 株式会社HARITA 代表取締役 張田 真
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 0766-64-3516

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、
 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社HARITA金沢支店						
保管事業場の所在地	石川県白山市福留町524-1 (〒924-0051)						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	サステナビリティ推進本部 本部長 石崎 圭一				電話番号	076-277-3993	
保管の場所	石川県白山市福留町524-1						

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
① 06-001	汚泥							1台	268kg	低濃度	ドラム	囲い、 掲示有	分別	無	調整中	
	その他							1台	79kg	低濃度	ドラム	囲い、 掲示有	分別	無		

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入する

こと。

14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

7年6月30日

石川県知事

殿



届出者 〒920-2154
 住 所 石川県白山市井口町に62番地1 ✓
 氏 名 白山農業協同組合 代表理事組合長 柄田 俊樹
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-272-3333 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	白山農業協同組合 大神ライスセンター ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市白山町ヲ55-1 (〒920-2115) ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	中川 純吾 ✓	電話番号	076-272-3333 ✓
保管の場所	事業所の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)	濃度区分	容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別		
① 6-1	変圧器(トランジス)	100 KVA	三菱電機	RAT	1975年		R8.12月	1 台	620.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示無	混在	なし	キュービクル内で保管
② 6-2	コンデンサー(3kg以上)	30 KVA	日本コンデンサ工業	NEF-66030R	1975年		R8.12月	1 台	21.0 kg	低濃度	なし	囲い有、掲示無	混在	なし	キュービクル内で保管

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 4 月 4 日

石川県知事 駐 浩 殿
(市長)



届出者 T924-0007
住所 石川県白山市旭丘二丁目26番地 ✓
氏名 北国建機販売株式会社 代表取締役 国分 剛
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-276-5252 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、2025年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北国建機販売株式会社
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘二丁目26番地
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	代表取締役 国分 剛
保管の場所	石川県白山市旭丘二丁目26番地

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025 年 7 月 17 日

石川県知事

殿



届出者 〒929-0217
住 所 石川県白山市湊町巳1

所 石川県白山市湊町11

氏名 株式会社イズミ 代表取締役 泉勝史
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-278-3262

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

令和

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社イズミ		
保管事業場の所在地	石川県白山市湊町巳1 (〒929-0417)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	泉泰史	電話番号	076-278-3262
保管の場所	石川県白山市湊町巳1		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

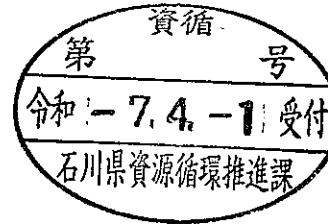
（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7年 4月 1日

石川県知事

殿



届出者

〒924-0038

住 所 石川県白山市下柏野町956-1
氏 名 株式会社北陸近畿クボタ

代表取締役社長 久保力

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 076-275-9556

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社北陸近畿クボタ 本社		
保管事業場の所在地	石川県白山市下柏野町956-1 (〒924-0038)		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	安全衛生推進室長 岩本勝史	電話番号	076-275-9556
保管の場所	同上		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
9	溶接機内コンデンサ	(本体) 4kVA	SHIZUKI (本体:日立)	STD-2U426-F (本体:AW-180)	1966 (本体:1966)	(本体:AT-SSC)	1	4.8kg	高濃度	2025/1/8	管理徹底の為	型式メカ-HP
32	溶接機内コンデンサ	(本体) 11.2kVA	National	(本体) LAW186	(本体) 1959	(本体: 181091)	1	5.6kg	不明	2025/2/6	管理徹底の為	メカ-断定できず
50	溶接機内コンデンサ	(本体) 5kVA	National	(本体) AWL-180	1974	(本体: M0235)	1	2.5kg	不明	2025/3/6	管理徹底の為	メカ回答:PCB使用疑い

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- と。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
 18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
 19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
 20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
 21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
 22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
 23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
 24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
 25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
 26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
 27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

2025年4月21日

石川県知事

殿



届出者 〒924-0004
 住 所 石川県白山市旭丘3丁目21番地
 氏 名 株式会社 木地リード
 代表取締役 木地 治三郎
 電話番号 076-275-6656

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 7 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 木地リード		
保管事業場の所在地	石川県白山市旭丘3丁目21番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	経理部 谷口圭子	電話番号	076-275-6656
保管の場所	石川県野々市市田尻町87番地		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	閉い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
① 06-001	変圧器（トランジス）	20 KVA	株式会社愛知電機工作所	油入自冷式	1983年			1 台	146.0 kg	低濃度	なし	閉い有、掲示有	分別	なし	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社 木地リード
所在事業場の所在地	石川県白山市旭丘3丁目21番地
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	
所在の場所	石川県野々市市田尻町87番地

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

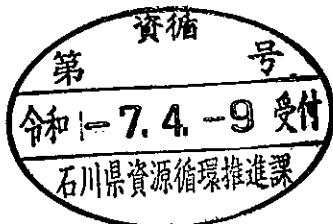
様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

（第1面）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事

殿



〒929-0217 2025年4月8日

石川県白山市漆町レ48番9

昭和精工株式会社

代表取締役 山田律郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 076-278-2328

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称			
保管事業場の所在地			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名			電話番号
保管の場所			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	固い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		

（日本産業規格 A列4番）

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	昭和精工株式会社 機械工場 ✓		
所在事業場の所在地	白山市湊町レ48-9 ✓		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	垣地 敏文 ✓	電話番号	076-278-2328
所在の場所	機械工場 電気室 ✓		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
31-1-010 キ	トランス	50kVA	北陸電気製造	Q K	S 48.8	ser. NO 257575	未定	使用中			低濃度	1.3mg/kg

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	昭和精工株式会社 鋳造工場		
所在事業場の所在地	白山市漆町レ37-166		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	垣地 敏文	電話番号	076-278-3271
所在の場所	鋳造工場 電気室		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)	濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況				
31-3-002 キ	トランス	1560 kVA	富士電 機		1992年 018406	Ser. No. 45	未定				低濃度	使用中

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

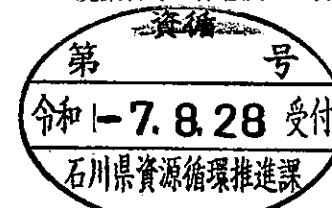
番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				

R7.6月
低濃度PCB
分離予定

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

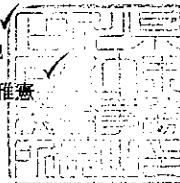
石川県知事

殿



令和 7 年 6 月 30 日

届出者
住 所 〒920-2113 石川県白山市八幡町イ20番地
氏 名 石川県石川土木総合事務所 所長 高橋 雅彦
電話番号 076-272-1188



ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和 6 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	石川土木総合事務所 (白山市八幡町・鶴来本町消防設備)		
保管事業場の所在地	〒920-2113 石川県白山市八幡町イ20番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	庶務課担当課長 吉川 健治 (資格取得予定)	電話番号	076-272-1188
保管の場所	(⑩-001～⑩-003、⑪-001、⑫-003、⑬-003～⑭-007 : 〒924-0055 石川県白山市北島町地内 ⑪-002、⑫-001 : 〒920-2501石川県白山市白峰ハ88番地)		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		容器の性状	固い有、 掲示有	分別	漏れ等 の有無		
⑩-001	変圧器 (トランス)	400 kVA	東京芝浦電気 株式会社	不明	S55 (1980)		1 台	1440.0 kg	低濃度	なし	固い有、 掲示有	分別	なし		濃度 0.7ppm
⑪-002	その他 (油入遮断器)	400 A	別川製作所	BD-6FT	S55.10 (1980)		1 台	92.0 kg	低濃度	なし	固い有、 掲示有	分別	なし		濃度 0.8ppm
⑫-003	その他 (プラスチック 容器)	250× 250× 250mm			不明		2 個	0.8 kg	不明	プラスチック容器	固い有、 掲示有	分別	なし		
⑬-001	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		6 缶	120.0 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑭-002	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		3 缶	60.0 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑮-003	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		13 缶	260.0 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-001	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ペール缶			不明		3 缶	12.9 kg	低濃度	ペール缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-003	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		14 缶	1001.5 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-004	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		4 缶	474.3 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-005	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		14 缶	2125.0 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-006	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		11 缶	978.5 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		
⑯-007	PCB汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		31 缶	2610.0 kg	低濃度	ドラム缶	固い有、 掲示無	分別	なし		

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
11 ⑥-003	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		14 缶	1,001.5 kg	低濃度	R6. 9. 25	他の事業場から移動	
12 ⑥-004	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		4 缶	474.3 kg	低濃度	R6. 11. 18	他の事業場から移動	
13 ⑥-005	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		14 缶	2,125.0 kg	低濃度	R6. 11. 18	他の事業場から移動	
14 ⑥-006	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		11 缶	978.5 kg	低濃度	R6. 12. 10	他の事業場から移動	
15 ⑥-007	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		31 缶	2,610.0 kg	低濃度	R6. 12. 16	他の事業場から移動	

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)					
							缶	kg					
							缶	kg					

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
16 ⑤-001	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		14 缶	1,547.4 kg	低濃度			R6. 6. 24	環境開発(株)	R7. 3. 8
17 ⑤-002	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		34 缶	3,201.0 kg	低濃度			R6. 6. 24	環境開発(株)	R7. 3. 8
18 ⑤-003	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		22 缶	2,316.2 kg	低濃度			R6. 6. 24	環境開発(株)	R7. 3. 8
19 ⑥-001	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		36 缶	3,418.8 kg	低濃度			R6. 6. 24	環境開発(株)	R7. 3. 8
20 ⑥-002	P C B汚染物 (橋梁の塗料)	ドラム缶			不明		24 缶	2,125.0 kg	低濃度			R6. 6. 24	環境開発(株)	R7. 3. 8

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
.											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票(マニフェスト) E票

交付年月日	2024年8月20日	交付番号	26106812373	整理番号	付担当者	氏名	本多 浩司	
事業者(排出者)	氏名又は名称 石川県	事業場	名称 北島跨線橋下	所在地	〒924-0055	電話番号		
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input checked="" type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 鉛さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のぶん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)			数量(及び単位)	荷姿 18本 トラン
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物			有害物質等 PCB	処分方法 焼却
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						備考・通信欄 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物	1,890kg 13063
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猪下4番地7			運搬先の事業場	名称 環境開発株式会社 新保処理工場 所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ10外			
処分受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猪下4番地7			積み替は替え管	名称 所在地 〒 電話番号			
運送の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (運搬担当者の氏名) 本多 浩司			(受領欄)	運搬終了年月日	2024年8月20日	数量(及び単位) 有価物拾集量	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (処分担当者の氏名) 本多 浩司			(受領欄)	処分終了年月日	2024年8月20日	最終処分終了年月日	2024年8月20日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 金沢市新保町ツ13-1外 環境開発株式会社 076(244)5115			照合確認	年 月 日 年 月 日 年 月 日			

(直行用)

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複数品にご注意ください

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日 令和4年8月15日	交付番号 26106812362	整理番号	氏名 本多 浩司
事業者 (排出者) 氏名又は名称 石川県 住所 〒920-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市轄月1丁目1番地	事務所 名称 北島跨線橋下 所在地 〒924-0055 電話番号 石川県白山市北島町 地内		
産業廃棄物 種類(普通の産業廃棄物) 0100 燃えがら 0200 汚泥 0300 廃油 0400 廃酸 0500 廃アルカリ 0600 廃プラスチック類 0700 紙くず 0800 木くず 0900 繊維くず 1000 動植物性残さ 1100 ゴムくず 種類(特別管理産業廃棄物) 1200 金属くず 1300 ガラス・陶磁器くず 1400 鉛さい 1500 がれき類 1600 家畜のふん尿 1700 家畜の死体 1800 ばいじん 1900 I3号廃棄物 2000 PCB等 2100 動物系固形不要物 2200 混合廃棄物 2300 強酸 2400 強アルカリ(有害) 2500 強アルカリ(有害) 2600 強酸(有害) 2700 強アルカリ(有害) 2800 強酸(有害) 2900 廃石綿等 3000 指定下水汚泥 3100 鉛さい(有害) 3200 廃水銀等 3300 感染性廃棄物 3400 I3号廃棄物(有害) 3500 I3号廃棄物 3600 石綿含有産業廃棄物 3700 特定産業廃棄物	数量(及び単位) 30本 荷姿 トラン生		
中間処理業者 産業廃棄物 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) 帳簿記載のとおり 当欄記載のとおり	産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物 有害物質等 PCB 処分方法 焼却		
最終処分場所 名称/所在地/電話番号 委託契約書記載のとおり 当欄記載のとおり	備考・通信欄 水銀使用製品産業廃棄物 水銀含有ばいじん等 石綿含有産業廃棄物 特定産業廃棄物		
運搬受託者 氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上瀬下4番地7	新保処理工場 名称 環境開発株式会社 新保処理工場 所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ10外		
処分受託者 氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上瀬下4番地7	新保処理工場 名称 所在地 〒 電話番号		
運搬の受託 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	(受領欄) 2024年8月2日	運搬終了年月日 2024年8月2日	有価機拾集 数量(及び単位)
処分の受託 (受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)	(受領欄) 2024年8月9日	処分終了年月日 2024年8月9日	最終処分終了年月日 2024年9月1日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 金沢市新保町ラ13-1 環境開発株式会社 076(244)5115	照合確認 年 月 日 年 月 日 年 月 日	

中間処理業者/最終処分業者 → 排出事業者/中間処理業者

複数品にご注意ください

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日	年 月 日	交付番号	26106812384	整理番号		氏名	木澤 洋
事業者 (排出者)	氏名又は名称 石川県		事業場 (排出事業場)	名称 白峰書庫			
住所 〒920-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市枝月1丁目1番地				所在地 〒920-2501 電話番号 石川県白山市白峰 地内			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉛さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)			
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等			
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input checked="" type="checkbox"/> 混合廃棄物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423 鉛さい(有害)	<input type="checkbox"/>			
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり						
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社		運搬先 (処分の事業場)	名称 環境開発株式会社 新保処理工場			
	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猪下4番地7			所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町10外			
処分受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社		積み 又 替 は 保 え 管	名称 所在地 電話番号			
	住所 〒921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上猪下4番地7						
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (運搬担当者の氏名)		(受領欄)	運搬 終了年月日		有価物拾集量	数量(及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処分 終了年月日		最終処分 終了年月日	2024年8月10日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 金沢市新保町10 環境開発㈱管理型処理場 076(244)5115		照合確認	年 月 日			
(直行用)				年 月 日			
			年 月 日				
			年 月 日				

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

中間処理業者／最終処分業者 → 排出事業者／中間処理業者

複製を禁じます
に注意ください

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票

交付年月日 2025年5月1日	交付番号 26119924482	整理番号	付担当者 氏名	
事業者 (排出者) 氏名又は名称 石川県 住所 〒920-8580 電話番号 076-225-1111 石川県金沢市鞍月1丁目1番地	事 業 者 (排 出 者) 名称 北島跨線橋下 所在地 〒924-0065 電話番号 石川県白山市北島町 地内			
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位) 36.1m ³	荷姿 ドラム缶
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424-燃えがら(有害)
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 7425-廃油(有害)
	<input type="checkbox"/> 0300 廉油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426-汚泥(有害)
	<input type="checkbox"/> 0400 廉酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 7427-廃酸(有害)
	<input type="checkbox"/> 0500 廉アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428-廉アルカリ(有害)
	<input type="checkbox"/> 0600 廉プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 7429-ばいじん(有害)
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430-13号廃棄物(有害)
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 7410 PCB等	<input type="checkbox"/> 7440-廃水銀等
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input checked="" type="checkbox"/> 潜在汚染物	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 7423-鉱さい(有害)	<input type="checkbox"/>	
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-0046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上横下4番地7	運搬受託者の 氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-0046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上横下4番地7	名称 環境開発株式会社 新保処理工場 所在地 〒920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町11番地	
処分受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-0046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上横下4番地7	処分受託者の 氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒921-0046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上横下4番地7	名称 所在地 電話番号	
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (運搬担当者の氏名) 七瀬 一郎	(受領欄) 年 月 日 2025年5月1日	数量(及び単位) 有価物拾集量 年 月 日 2025年3月1日	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (処分担当者の氏名) アダム・シルク	(受領欄) 年 月 日 2025年3月1日	最終処分 終了年月日 2025年3月1日	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 金沢市新保町13-1 環境開発株式会社 076(244)5115	照合確認 年 月 日	照合確認 年 月 日	

(直行用)

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

中間処理業者/最終処分業者→排出事業者/中間処理業者

複製を禁じます
類似品にご注意ください

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票

交付年月日	2025年3月1日	交付番号	26119924493	整理番号		氏名	石川県	
事業者(排出者)	氏名又は名称 石川県 住所 〒 920-8580 電話番号 076-226-1111 石川県金沢市轄月1丁目1番地		種類	名称 北島跨線橋下		荷姿		
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input checked="" type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 1400 鉛さい <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 2000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2100 混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 2200 木くず <input type="checkbox"/> 2300 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 2400 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 2500 鉛さい(有害)		数量(及び単位)	24t/m	荷姿	ドラム缶
中間処理業者/最終処分業者					産業廃棄物の名称 低濃度PCB汚染物			
中間処理業者/最終処分業者					有害物質等	処分方法	焼却	
中間処理業者/最終処分業者					備考・通信欄	 		
中間処理業者/最終処分業者					<input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特定産業廃棄物			
最終処分の場所	管轄票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管轄票の交付番号(登録番号)				2200H			
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒 921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上塙下4番地7		種類	名称 環境開発株式会社 新保処理工場		数量(及び単位)		
運搬受託者			種類	所在地 〒 920-1345 電話番号 076-244-5115 石川県金沢市新保町ラ11番地		数量(及び単位)		
処分受託者	氏名又は名称 環境開発株式会社 住所 〒 921-8046 電話番号 076-244-3132 石川県金沢市大桑町上塙下4番地7		種類	名称		数量(及び単位)		
処分受託者			種類	所在地 〒 電話番号		数量(及び単位)		
運送の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (運搬担当者の氏名) T/エイチ/セイ		(受領欄)	期初年月日	期末年月日	有価物拾集	数量(及び単位)	
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 環境開発株式会社 (処分担当者の氏名) H/セイ		(受領欄)	期初年月日	期末年月日	最終処分終了年月日	数量(及び単位)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあっては委託契約書記載の番号) 金沢市新保町ラ13-1外 環境開発㈱管理型処分場 076(244)5115		照合確認	年 月 日	年 月 日	年 月 日	複製品にご注意ください	
(直行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会		照合確認	年 月 日	年 月 日	年 月 日		

【北島跨線橋（R060805時点）状況写真】



【北島跨線橋（R061118時点）状況写真】



【北島跨線橋 (R061216時点) 状況写真】 (R061118から追加 (白峰大橋及び美川大橋))



様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年4月1日

石川県知事

殿



届出者 石川県白山市鶴来本町1丁目ワ47 ✓
住所 株式会社小堀酒造店 小堀靖幸 ✓
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 076-273-1171 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	株式会社 小堀酒造店
保管事業場の所在地	石川県白山市鶴来本町 1 丁目ワ47
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	杜氏兼製造部長 上源英樹
保管の場所	該当なし

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなつたポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	株式会社小堀酒造店		
所在事業場の所在地	石川県白山市鶴来本町1丁目ワ47		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	製造本部長 上源英樹	電話番号	076-273-1171
所在の場所	株式会社 小堀酒造店 電気室内		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品
(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等				廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)		
1	変圧器（トランス）	KVA 1Φ50	東芝	PS6-60P 50K11	1971年6月		未定	登録なし 見積り確認中	1 台	267.0 kg	低濃度	2018年11月に PCB含有分析検 査で届出の該 当が判明 (92mg/kg)

②前年度中に新たに所有することとなつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等				量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

石川県知事 駆 浩 殿



令和 7 年 4 月 22 日

届出者 〒930-8686
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号
 氏名 北陸電力株式会社
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-441-2511

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター			
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119-4-4			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547	(※田伏様携帯)
保管の場所	事業所の所在地と同じ			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等の おそれ		
37-001	ペール缶(搬入容器)						R7.11	1 缶	22.2 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	109 店内で保管 内容物19.3kg 容器2.9kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.76 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.76kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.76 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.76kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.75 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.75kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.75 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.75kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.76 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.76kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.77 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.77kg
37-001	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	R7.11	1 台	2.73 kg	高濃度	ペール缶	囲い、 掲示有	分別	なし	調整中	37-001に保管 重量2.73kg

重量

計19.3kg
(19.28kg)

(日本産業規格 A列4番)

※(P)システムにまとめて登録。

※R7.3.31登録

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
37-001	ペール缶(搬入容器)						1 缶	2.9kg 22.2 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	屋内で保管 内容物19.3kg +容器2.9kg
37-001-01	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.76 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.76kg
37-001-02	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.76 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.76kg
37-001-03	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.75 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.75kg
37-001-04	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.75 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.75kg
37-001-05	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.76 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.76kg
37-001-06	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.77 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.77kg
37-001-07	⑩蛍光灯用安定器	-	③(株)日立製作所	42-RSC	不明	-	1 台	2.73 kg	高濃度	R7.4.11	新たに保管	37-001に保管 重量2.73kg

※
まとめて
登録済

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の 種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の 名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター						
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119-4-4						
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				電話番号	080-5107-2547	
所在の場所	事業所の所在地と同じ						

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量	所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等					
	該当なし										

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数一」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 6 月 30 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 〒930-8686
 住 所 富山市牛島町 15-1 ✓
 氏 名 北陸電力株式会社 ✓
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司 ✓
 電話番号 076-441-2511 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、 令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター ✓		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4 ✓		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫 ✓	電話番号	080-5107-2547 ✓
保管の場所	事業場の所在地と同じ ✓		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重さ×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ	
20-001	②その他(PCBを含む廃水)						R7	1 缶	90.0 kg	不明	ドラム缶 タンクス(200L)	囲い 有、掲示有	分別	なし	P C B濃度不明 容器30kg
21-003	②その他PCBを含む油(コンタミ油)						R7	1 缶	44.4 kg	不明	ドラム缶 タンクス(200L)	囲い 有、掲示有	分別	なし	P C B濃度不明 内容物14.4kg+容器30kg
25-001	②その他(ドラム缶)						R7	1 缶	15.0 kg	不明	ドラム缶 タンクス(100L)	囲い 有、掲示有	分別	なし	P C B濃度不明 容器15kg ✓

(62)	25-002	㉙その他(ドラム缶)					R7	1	缶	15.0 kg	不明	ドラム缶 ステンレス (100L)	開い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度不明 容器15kg ✓
(63)	25-005	㉚ウエス					R7	1	缶	38.1 kg	不明	ドラム缶 ステンレス (100L)	開い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物8.1kg+容器30kg ✓
(83)	33-008	㉛塗膜					R7	1	缶	38.7 kg	不明	ドラム缶 ステンレス (200L)	開い 有、掲 示有	分別	なし		PCB濃度不明 内容物8.7kg(33-001)より 8.7kg移管 ✓ 内容物8.7kg+容器30kg
(106)	36-010	⑦コンデンサー(3kg以上)	250 μ F	⑩日本コンデンサ工業(株) (現:ニチコン(株))	PSB-2250ST	1974	5385	R7	1	台	5.1 kg	低濃度	なし	開い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度1.6mg/kg ✓
(107)	36-011	⑦コンデンサー(3kg以上)	250 μ F	⑩日本コンデンサ工業(株) (現:ニチコン(株))	PSB-2250ST	1974	5312	R7	1	台	5.1 kg	低濃度	なし	開い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度1.4mg/kg ✓
(108)	36-012	⑧コンデンサー(3kg未満)	10 μ F	⑪(株)指月電機 製作所	CP721-C	1967		R7	1	台	0.5 kg	低濃度	なし	開い 有、掲 示有	分別	なし	PCB濃度7.9mg/kg ✓

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
24 21-003-61	②その他PCBを含む油(コンタミ油)						1 缶	4.8 kg	不明	R6.5.16	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管
63 25-005-61	③ウエス						1 缶	5.0 kg	不明	R6.12.4	新たに保管	P C B 濃度不明 25-005に保管
105 35-001-61	③ウエス						1 缶	3.1 kg	不明	R6.5.15	新たに保管	P C B 濃度不明 35-001に保管
※ 36-002	④その他(コンデンサ)						1 台	3.4 kg	高濃度	R6.6.4	新たに保管	高濃度PCB廃棄物 2024.11.12 石川県届出済
106 36-010	⑦コンデンサー (3kg以上)	250 μ F	⑩日本コンデンサ 工業(株) (現:ニ チコン(株))	PSB-2250ST	S49 (1974)		1 台	5.1 kg	低濃度	R6.12.4	新たに保管	P C B 濃度1.6mg/kg
107 36-011	⑦コンデンサー (3kg以上)	250 μ F	⑩日本コンデンサ 工業(株) (現:ニ チコン(株))	PSB-2250ST	S49 (1974)		1 台	5.1 kg	低濃度	R6.12.4	新たに保管	P C B 濃度1.4mg/kg
108 36-012	⑧コンデンサー (3kg未満)	10 μ F	⑩(株)指月電 機製作所	CP721-C	S42 (1967)		1 台	0.5 kg	低濃度	R6.12.4	新たに保管	P C B 濃度7.9mg/kg

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物(④の場合を除く。)

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合			参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	処分年月日	
82	33-001 ②ウエス						1 缶	64.3 kg	不明	R7.2.13	群桐工コロ(株)	R7.3.3			マニフェストNo. 15930181659 (重量合計：168kg) 64.196kg→64.274kg (実測による修正)
87	34-002 ②ウエス						1 缶	51.9 kg	不明	R7.2.13	群桐工コロ(株)	R7.3.3			マニフェストNo. 15930181659 (重量合計：168kg) 51.776kg→51.854kg (実測による修正)
105	35-001 ②ウエス						1 缶	51.9 kg	不明	R7.2.13	群桐工コロ(株)	R7.3.3			マニフェストNo. 15930181659 (重量合計：168kg) 51.795kg→51.872kg (実測による修正)
*	36-002 ②その他(コ ンデンサ)						1 台	3.4 kg	高濃度	R6.6.25	中間貯蔵・環 境安全事業(株)	R6.12.7			マニフェストNo. 15781192529 (重量合計：3.337kg)

*別途届出未領。登録及処理済の為、削除。

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター						
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4						
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				電話番号	080-5107-2547	
所在の場所	事業場の所在地と同じ						

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量(1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

- 1 6. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
- 1 7. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
- 1 8. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 1 9. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
- 2 0. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
- 2 1. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
- 2 2. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
- 2 3. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
- 2 4. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
- 2 5. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
- 2 6. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
- 2 7. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
- 2 8. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

20-001

内訳表 21

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター					
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4					
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547	
保管の場所	事業場の所在地と同じ					

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
20-001	その他PCBを含む廃水						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
	その他PCBを含む廃水							60.0 kg	不明		

合計 90.0 kg

21-003

内訳表 

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター						
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4						
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				電話番号	080-5107-2547	
保管の場所	事業場の所在地と同じ						

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)			
21-003	その他PCBを含む油 (コンタミ油)						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空)
21-003-11	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							14.3 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 15.85L
21-003-21	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							4.4 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 4.9L
21-003-31	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							3.4 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 3.8L
21-003-32	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							-54.0 kg	不明	処分のため移動	P C B 濃度8.8mg/kg 2021年度処分 60L
21-003-41	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							7.2 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 7.9L
21-003-51								1.9 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 2.2L
	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							32.4 kg	不明	実測による修正	7.2kg→39.6kg
21-003-61	その他PCBを含む油 (コンタミ油)							4.8 kg	不明	新たに保管	P C B 濃度不明 21-003に保管 5.3L

合計 44.4 kg ✓

25-001

内訳表 (61)

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター					
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4					
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547	
保管の場所	事業場の所在地と同じ					

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
25-001 ✓	その他 (ドラム缶) ✓						1 ✓	15.0 kg ✓	不明		ドラム缶本体(空) ✓

合計 15.0 kg ✓

25-002

内訳表(62)

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

合計 15.0 kg ✓

25-005

内訳表 (63)

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター					
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4					
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫			電話番号	080-5107-2547	
保管の場所	事業場の所在地と同じ					

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)			
25-005	ウエス						1 缶	30.0 kg	不明		ドラム缶本体(空) ✓
25-005-41	ウエス							3.1 kg	不明		P C B 濃度不明 25-005に保管 ✓
	ウエス							1.9 kg		実測による修正	33.1kg→35kgに修正 ✓
25-005-61	ウエス							3.1 kg	不明		P C B 濃度不明 25-005に保管 ✓

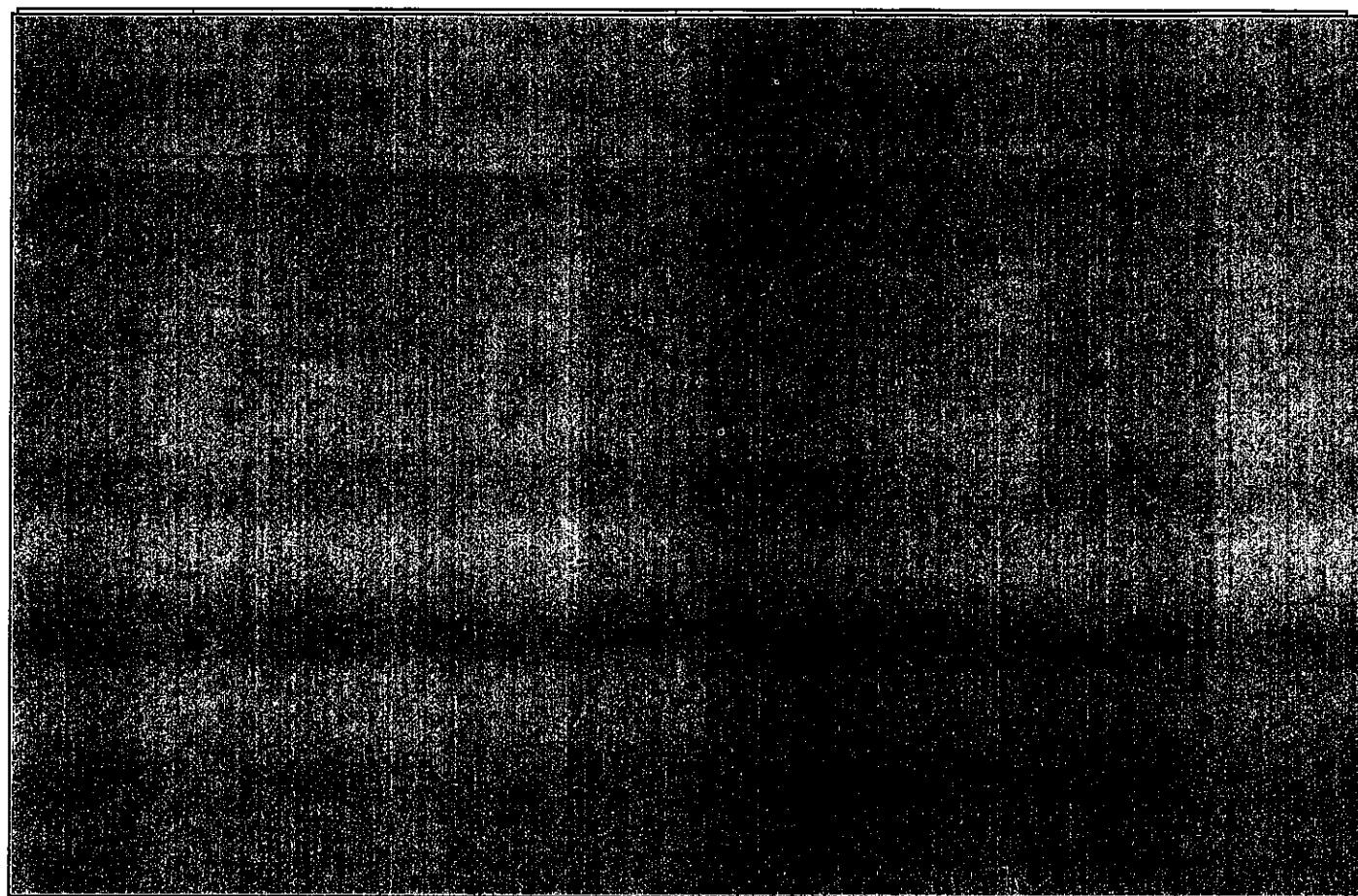
合計 38.1 kg

33-008

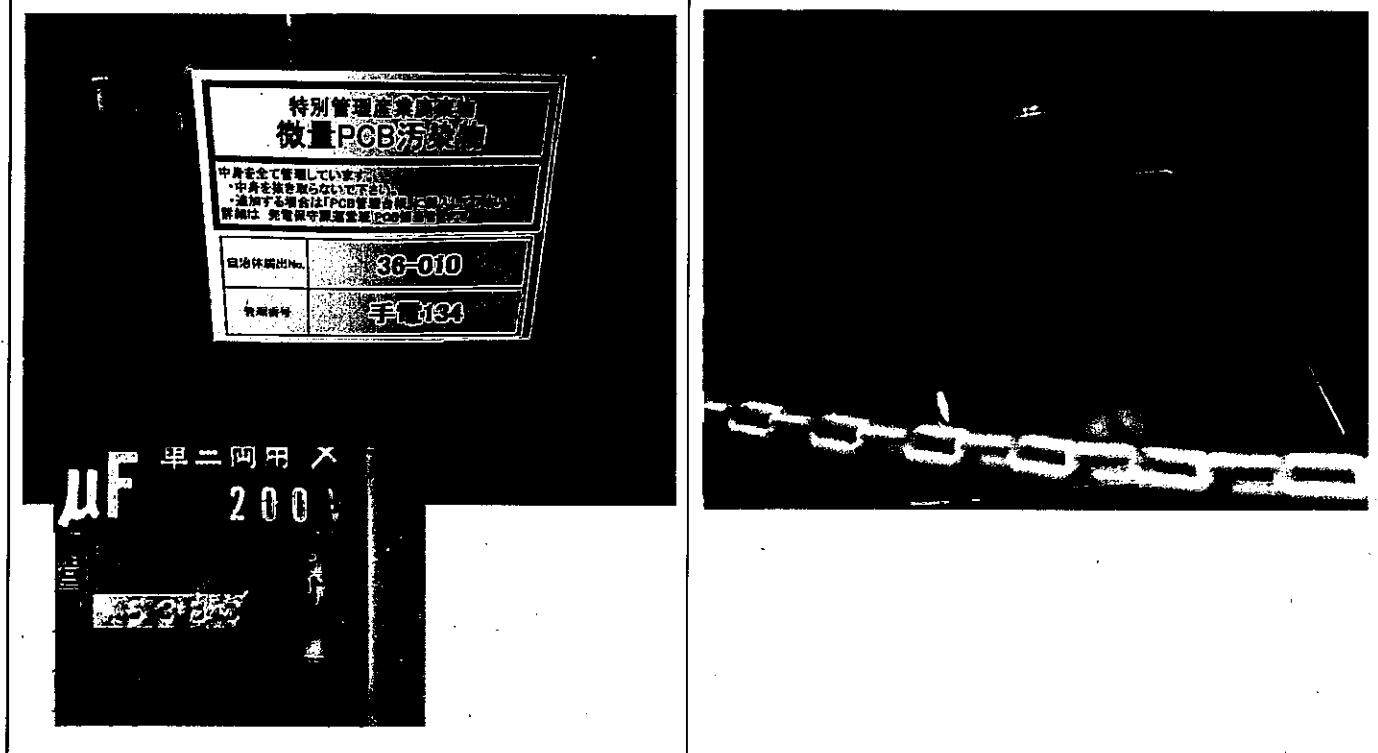
内訳表 (83)

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119番地の4の4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業場の所在地と同じ		

合計 38.7 kg ✓



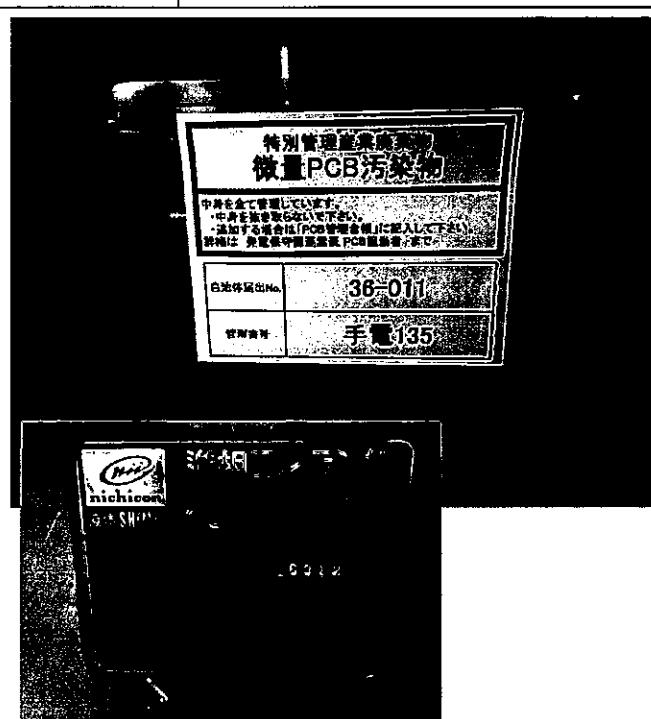
届出番号	36	010	手電 134	容器の性状	コンデンサ		
保管場所	手取水力センター		油量 (L)	0	検出濃度 (ppm)	-	
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (コンデンサ)						



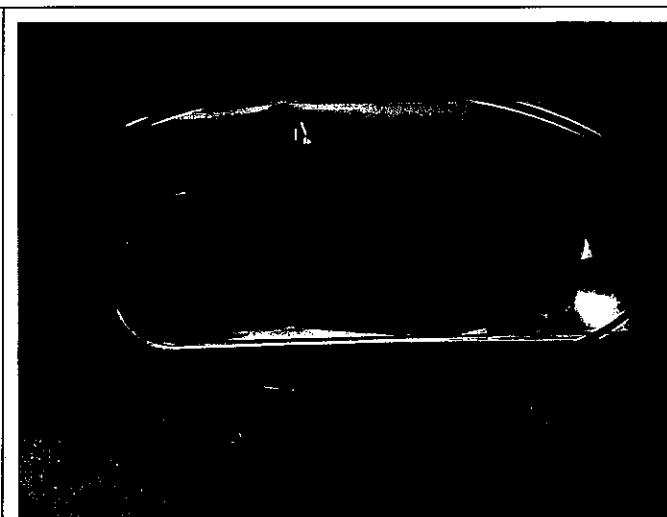
令和6年度 PCB機器保管状況

手取水力センター

届出番号	36	011	手電 135	容器の性状	コンデンサ
保管場所	手取水力センター			油量 (L)	0 検出濃度 (ppm) -
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (コンデンサ)				




届出番号	36	012	手電 136	容器の性状	コンデンサ
保管場所	手取水力センター			油量 (L)	0 検出濃度 (ppm) -
廃棄物の種類	微量 PCB 汚染物 (コンデンサ)				



a 1 5 9 3 0 1 8 1 6 5 9 a

マニフェスト番号	15930181659	登録の状態	登録	引渡し日	2025/02/25	引渡し担当者	吉田 諒大
		連絡番号1	0762558224	連絡番号2		連絡番号3	
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1 電話番号 076-441-2511 加入者番号 1038523	排出事業場	名称 手取水力センター 所在地 〒 920-2321 石川県白山市吉野ト119-4-4 電話番号 076-255-5041				
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害産業廃棄物) 有害物質 放射性物質対象外 廃棄物の名称 PCB汚染物			数量 167,600 kg 荷姿 3 ドラム缶	確定数量 168,000 kg 数量の確定者 処分業者		
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)						
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者 区间1	氏名又は名称 サンワリユーツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地 電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬先の事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500	運搬方法	車両	車両番号(排出)	
				運搬量	168,000 kg	運搬担当者	奥村国敏
				有価物拾集量		運搬終了日	2025/02/26
				車両番号(収集運搬)			名古屋130<3004
処分業者	氏名又は名称 群桐エコロ株式会社 住所 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26 電話番号 0276-55-0500 加入者番号 3013281 許可番号 158797	処分事業場	名称 群桐エコロ株式会社 所在地 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600-26、27 電話番号 0276-55-0500 奶分方法	報告区分	処分(中間)+最終	処分終了日	2025/03/03 廃棄物受領日 2025/02/26
						処分担当者	五代 美香
						受入量	168,000 kg
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 370-0351 群馬県太田市新田大町600番26(群桐エコロ株式会社[0276-55-0500])					最終処分終了日	2025/03/04
備考1	1.直接最終処分						
備考2	内容物:ウエス類、金属くず						
備考3	手重105、114、118						
備考4							
備考5							



殿

計量証明書

No. 4807 2025/02/26

車番	3004	業者	
铭柄		行先	
総重量	8147	G	183kg
空重		PT	0kg
正味		kg	168kg
品名			
群馬県登録	貨第121号		
使用計量器	電気抵抗様式はかり		
主任計量者	山口 博		
測定者	手取水力センター 3004		
	汚染物		

群桐エコロ 株式会社

〒370-0351

群馬県太田市新田大町

TEL 0276-55

FAX 0276-55



手取水力センター

ドラム缶×3

汚染物



a 1 5 7 6 1 1 9 2 5 2 9 a

マニフェスト番号	15761192529	登録の状態	登録	引渡し日	2024/11/04	引渡し担当者	上田 篤
連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3			
排出事業者	氏名又は名称 北陸電力株式会社 住所 〒 930-8686 富山県富山市牛島町15-1	拠出事業場	名称 手取水力センター 所在地 〒 920-2321 石川県白山市吉野ト119-4-4				
電話番号	076-441-2511	加入者番号	1038523	電話番号	076-255-5041		
産業廃棄物	種類 7410000 廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物 (大分類名称 特定有害度基準物) 有害物質 08 PCB 放射性物質対象外 廃棄物の名称 小型電気機器	数量	1,000 個・台	確定数量	1,000 個・台	荷差	その他
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)					数量の確定者	排出事業者
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号]) 委託契約書記載のとおり						
収集運搬業者	氏名又は名称 サンワリューツー株式会社 住所 〒 448-0002 愛知県刈谷市一里山町家下80番地	運搬先の事業場	名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 所在地 〒 050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7				
区間1	電話番号 0566-35-3060 加入者番号 2000645 許可番号 005459	運搬方法	電話番号 0143-22-3111	車両番号(提出)			
備考		運搬量	1,000 個・台	運搬担当者	奥村国敏		
		有価物拾集量		運搬終了日	2024/11/07		
		車両番号(収集運搬)			名古屋130<3004		
処分業者	氏名又は名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 住所 〒 105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4F	処分事業場	名称 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道PCB処理事業所 所在地 〒 050-0087 北海道室蘭市仲町14番地7				
	電話番号 03-5765-1911 加入者番号 3010068 許可番号 114381	報告区分	電話番号 0143-22-3111 処分方法	処分(中間)+最終	処分終了日	2024/12/07	廃棄物受領日 分解
備考							
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号]) 〒 039-1161 青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番145 他(八戸製錬株式会社[0178-28-2181]) / 〒 059-1371 北海道苫小牧市弁天504番17(株式会社マテック[0145-26-8800]) / 〒 059-1363 北海道苫小牧市字静川2番23番2、3 5番4 12番4、6、11 23番5 〒 059-1743 勇払郡厚真町字共和124番2 126番3、4 136番5(株式会社C&R[0144-56-4040])					最終処分終了日	2024/12/20
備考1	ペール缶1個						
備考2	手電126						
備考3							
備考4							
備考5							

様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和 7 年 9 月 9 日

石川県知事 駆 浩 殿



届出者 〒930-8686
 住 所 富山県富山市牛島町15番1号 ✓
 北陸電力株式会社 ✓
 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 076-441-2511 ✓

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和7年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター		
保管事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119-4-4		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム特任副課長 田伏 郁夫	電話番号	080-5107-2547
保管の場所	事業所の所在地と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況			処理業者との調整状況	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	開い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
112 37-004	ペール缶 (搬入容器)					R7.12	1 缶	5.9 kg (33.1kg)	高濃度	ペール缶	開い 有、掲示有	分別	なし	調整中	屋内で保管 内容物27.2kg +容器5.9kg
113 37-004-01	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-40119B-MT	1980/3	-	1 台		高濃度	ペール缶	開い 有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.3kg
114 37-004-02	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-40119MT-B	1977/11	-	R7.12	1 台	高濃度	ペール缶	開い 有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg

115	37-004-03	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-A0217B	不明	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg
116	37-004-04	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/5	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.3kg
117	37-004-05	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/8	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg
118	37-004-06	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/8	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.3kg
119	37-004-07	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/8	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg
120	37-004-08	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/5	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg
121	37-004-09	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40217B	1977/8	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.4kg
122	37-004-10	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40211MT-B	1979/2	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.9kg
123	37-004-11	⑩蛍光灯用安定器	-	東芝電材	FRH-2-40211MT-B	1979/2	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量2.9kg
124	37-004-12	⑧コンデンサー(3kg未満)	-	東芝電材	不明	不明	-	R7.12	1台	高濃度	ペール缶	閉い有、掲示有	分別	なし	調整中	37-004に保管 重量0.1kg 東芝製蛍光灯器具(1985年製)内 安定器外付けコンデンサー

(日本産業規格 A列4番)

※ みなし高濃度として処理予定。

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等				量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数				
112	37-004 ペール缶 (搬入容器)						1 缶	33.1 kg	高濃度	R7.9.9	新たに保管
113	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -01	-	東芝電材	FRH- 40119B-MT	1980/3	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
114	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -02	-	東芝電材	FRH- 40119MT-B	1977/11	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
115	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -03	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	不明	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
116	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -04	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/5	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
117	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -05	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/8	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
118	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -06	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/8	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
119	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -07	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/8	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
120	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -08	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/5	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
121	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -09	-	東芝電材	FRH-2- 40217B	1977/8	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
122	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -10	-	東芝電材	FRH-2- 40211MT-B	1979/2	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
123	37-004 ⑩蛍光灯用安定器 -11	-	東芝電材	FRH-2- 40211MT-B	1979/2	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管
124	37-004 -12 ⑧コンデンサー (3kg未満)	-	東芝電材	不明	不明	-	1 台		高濃度	R7.9.9	新たに保管

※全てみなし高濃度として処理予定。

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)					
	該当なし												

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称	
	該当なし													

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	北陸電力株式会社 手取水力センター						
所在事業場の所在地	石川県白山市吉野ト119-4-4						
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	再生可能エネルギー部 保安チーム副課長 田伏 郁夫				電話番号	080-5107-2547	
所在の場所	事業所の所在地と同じ						

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定期年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
	該当なし											

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)				
	該当なし											

- 備考 1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 2. 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 3. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 4. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 5. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 6. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 7. 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 8. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること（例：「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」）。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し（廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。）を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。